



ALL STARS

事業賠償・費用総合保険

AIG損保

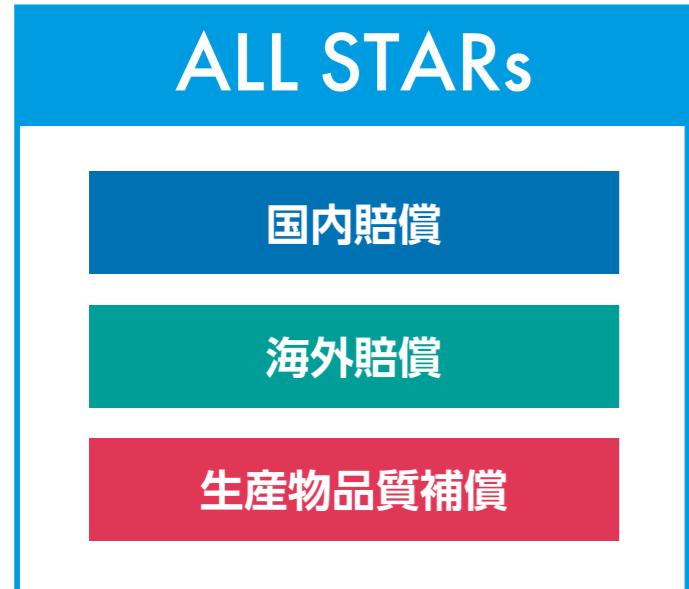


事業賠償・費用総合保険

2025.10版

2024年1月1日以降保険始期契約用

～日々リスクが変化する新しい時代に～
世の中が変化し、
ビジネス環境も大きく変わりました。
ALL STARsは多様化するリスクに
ワンストップで対応します！



CONTENTS

はじめに	01	生産物品質補償	29
国内賠償	07	オプション特約(生産物品質補償)	31
オプション特約(国内賠償)	12	ご契約の方法	33
オプション特約(国内賠償 工事用物損害補償)	21	ご契約の条件等	34
オプション特約(国内賠償 サイバーリスクの補償)	24	国内賠償に関する業種別の読み替え	41
海外賠償	25	用語のご説明	43
オプション特約(海外賠償)	28		

法令(法令番号)とパンフレットにおける略称

このパンフレットで使用される法令(法令番号)とその略称は、以下のとおりとなります。

法令(法令番号)	略称	法令(法令番号)	略称
介護保険法(平成9年法律第123号)	介護保険法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)	障害者総合支援法
家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)	家畜伝染病予防法	振動規制法(昭和51年法律第64号)	振動規制法
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)	感染症予防法	船員保険法(昭和14年法律第73号)	船員保険法
警備業法(昭和47年法律第117号)	警備業法	大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)	大気汚染防止法
建設業法(昭和24年法律第100号)	建設業法	不正競争防止法(平成5年法律第47号)	不正競争防止法
高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)	高齢者の居住の安定確保に関する法律	老人福祉法(昭和38年法律第133号)	老人福祉法
災害対策基本法(昭和36年法律第223号)	災害対策基本法	労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)	労働者災害補償保険法
種苗法(平成10年法律第83号)	種苗法	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)	労働者派遣法

5つの特長

1

貴社のニーズに合わせたご契約プランの選択が可能

国内賠償、海外賠償、生産物品質補償を1つの証券でご加入いただけます。
さらにご契約プランや各種オプション特約を選択いただくことにより、
貴社のニーズに合わせたプラン選択が可能です。

2

貴社の事業にかかる賠償リスクを幅広く補償(国内賠償)

貴社が事業活動を行うなかで、偶然発生した対人・対物事故から財物の損壊を伴わない
使用不能によるリスクや業務に伴う権利侵害または不当行為によるリスクまで、
幅広い賠償リスクを補償します。

3

各種費用の補償により賠償事故の解決までをサポート(国内賠償)

損害賠償金に加え、争訟費用や緊急対応費用、被害者への見舞費用、原因調査費用、
対物超過復旧費用など賠償事故の解決までに必要となる各種費用をお支払いします。

4

サイバーリスクにも対応(国内賠償)

在宅勤務などの働き方改革や通信販売(EC・電子商取引)の普及により、
サイバーリスクについて早急な対応が求められています。そこで情報漏洩による賠償責任に加え、
サイバー攻撃の調査費用などについても補償をご用意しています。

5

海外リスクにも対応

通信販売(EC・電子商取引)の普及により、海外で製品事故が起きるリスクが増大しています。
海外輸出品によって起きた製品事故から、海外視察など現地での業務遂行中に起きた事故まで
幅広く補償します。

AIGが誇るグローバルネットワークで、新たに海外進出をされる企業のみなさまにも安心を
ご提供します。

はじめに

国内賠償

(オプション特約)
国内賠償

(オプション特約)
工事用物損害補償

(オプション特約)
サイバーリスクの補償

海外賠償

(オプション特約)
国内賠償

生産物品質補償

(オプション特約)
生産物品質補償

ご契約の方法

ご契約の条件等

(国内賠償の読み替え)

用語のご説明

1

2

3

4

5

2

ALL STARsは、貴社のビジネスの 成長に合わせた補償の設計が可能です。

業務の遂行・施設の管理、生産物・完成作業による対人・対物事故、財物の損壊を伴わない使用不能による損害を補償します。
業種ごとのニーズに対応した特約を用意しています。
※国内賠償のみのご契約も可能です。

海外における業務の遂行・施設の管理または輸出した生産物等に起因する対人・対物事故による損害を補償します。
特約をセットすることにより、アメリカ合衆国を含む地域を補償します。
※海外賠償のみのご契約も可能です。



国内賠償



工事用物損害 補償

サイバー リスク の補償

建設工事における物損害補償、
情報漏洩やサイバー攻撃に対するための補償など、
ビジネスの様々なリスクを補償する特約を用意しています。
※国内賠償とセットでご契約いただけます。

海外賠償



生産物品質補償



食品、化粧品、医薬部外品等の製造・販売や飲食業における異物混入や偶然な汚染によるリコール等によって被る損害を補償します。
※生産物品質補償のみのご契約も可能です。

貴社のニーズに合わせて、補償をお選びいただけます。

1 | 国内賠償

基本補償

<input checked="" type="checkbox"/> P7	<input checked="" type="checkbox"/> P9	<input checked="" type="checkbox"/> P11
業務遂行・施設リスク	生産物・完成作業リスク	人格権・宣伝侵害リスク

オプション特約

<input checked="" type="checkbox"/> P12	<input checked="" type="checkbox"/> P12	<input checked="" type="checkbox"/> P12	<input checked="" type="checkbox"/> P13	<input checked="" type="checkbox"/> P13
受託物損害補償増額	借家人賠償責任補償	使用者賠償責任補償	重複保険不適用	個人被保険者用
<input checked="" type="checkbox"/> P13	<input checked="" type="checkbox"/> P13	<input checked="" type="checkbox"/> P14	<input checked="" type="checkbox"/> P14	<input checked="" type="checkbox"/> P14
シリンダー交換費用補償	不誠実行為危険補償	対物超過費用補償増額	電子情報損壊補償	ブランドイメージ回復費用補償
<input checked="" type="checkbox"/> P15	<input checked="" type="checkbox"/> P16	<input checked="" type="checkbox"/> P17	<input checked="" type="checkbox"/> P17	<input checked="" type="checkbox"/> P18
特許等知的財産権補償	製造業E&O(業務過誤)	リコール補償拡張	国外流出生産物	生産物・仕事の目的物損壊補償
<input checked="" type="checkbox"/> P18	<input checked="" type="checkbox"/> P19	<input checked="" type="checkbox"/> P19	<input checked="" type="checkbox"/> P19	<input checked="" type="checkbox"/> P20
食中毒・特定感染症損害補償	災害時応援協定等(B)	除雪作業危険(A)	アスベスト飛散事故補償	地盤崩壊危険補償
<input checked="" type="checkbox"/> P20				
工事遅延損害補償拡張				

2 | 国内賠償 工事用物損害補償

オプション特約

<input checked="" type="checkbox"/> P21	<input checked="" type="checkbox"/> P22	<input checked="" type="checkbox"/> P22	<input checked="" type="checkbox"/> P22	<input checked="" type="checkbox"/> P23
工事用物損害補償	工事用仮設備・機械器具補償	メインテナンス期間中補償	建売住宅等の保険責任終期	事業用動産損害補償

3 | 国内賠償 サイバーリスクの補償

オプション特約

<input checked="" type="checkbox"/> P24			
個人情報漏洩補償	サイバー攻撃対応費用補償	セキュリティ賠償責任補償	企業情報漏洩賠償責任補償

4 | 海外賠償

基本補償

<input checked="" type="checkbox"/> P26	<input checked="" type="checkbox"/> P27	<input checked="" type="checkbox"/> P28	<input checked="" type="checkbox"/> P28
業務遂行・施設リスク	生産物・完成作業リスク	米国・カナダ追加補償	米国・カナダ追加補償(拡大型)

5 | 生産物品質補償

基本補償

<input checked="" type="checkbox"/> P30	<input checked="" type="checkbox"/> P31	<input checked="" type="checkbox"/> P31	<input checked="" type="checkbox"/> P32
基本補償	予防的措置としての行政指示による回収補償	根拠のない報道による回収事故補償	かび・腐敗等一部補償

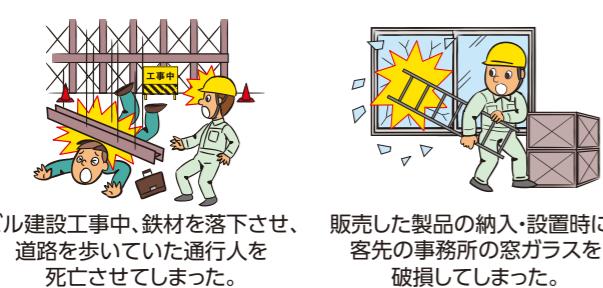
国内賠償

業務の遂行・施設の管理による対人・対物事故、財物の損壊を伴わない使用不能損害の補償

<業務遂行・施設リスク>

次のような対人・対物事故について、または財物の損壊を伴わない使用不能による逸失利益や事業の中止について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。

- ①貴社の所有・使用・管理する施設に起因する偶然な事故
- ②貴社のすべての仕事の遂行に起因する偶然な事故



ビル建設工事中、鉄材を落させ、道路を歩いていた通行人を死亡させてしまった。
販売した製品の納入・設置時に、客先の事務所の窓ガラスを破損してしまった。



店舗で爆発事故が発生し、隣接店舗の建物などを損壊させなかったものの、営業を妨げて休業損失を発生させてしまった。
※自賠責保険・自動車保険等の上乗せ補償となります。

業務遂行・施設リスクについては、被保険者相互間の対物事故も補償します。ただし、記名被保険者が所有・借用・保管する財物等、一部を除きます。

お支払いする保険金

- 被害者に支払う損害賠償金
- 争訟費用や訴訟対応費用など訴訟等に要する費用
- 緊急対応費用や被害者への見舞費用、被害者治療等費用など被害者対応に要する費用
- 汚染浄化費用や原因調査費用、協力費用などその他の事故対応に要する費用

構内専用車に起因する損害も補償します。

(施設内にある間または施設外において仕事に付随する積込み・積卸し等の作業を行っている間に限ります。)

構内専用車危険補償対象外特約をセットすることにより、補償を対象外にすることができます。

△ 保険金をお支払いできない主な場合

- ①地震、噴火、洪水、津波、高潮等の天災
- ②石綿またはその代替物質等の発がん性およびその他の有害な特性
- ③環境汚染または汚染物質の処理に要した費用の支出^{※1}
- ④専門職業務の遂行
- ⑤他人との損害賠償に関する特別の約定または合意により加重された賠償責任
- ⑥被保険者が直接的に関与または加担して、その父母、配偶者、子その他親族に対して与えた損害について負担する賠償責任
- ⑦航空機・自動車^{※2}または施設外における船舶・車両・動物の所有、使用または管理
- ⑧ちり・ほこりまたは騒音
- ⑨記名被保険者の業務に従事中の者が被った身体の障害に対して負担する賠償責任
- ⑩地下工事、基礎工事、掘削工事に伴う土地の沈下・隆起・移動・振動・土砂崩れによる土地の工作物・収容物・植物・土地の損壊、使用不能、地下水の増減または汚損
- ⑪次に掲げる財物の損壊について負担する賠償責任^{※3}
 - 被保険者が借用・保管(占有)する財物
 - 仕事に使用される機械、移動・運送用機器、器具その他道具類または材料、資材、装置その他部品類
 - 仕事の対象物のうち、損害発生時に直接作業が加えられていた部分
- ⑫他人の財物を紛失することまたは盗取・詐取されることに起因する財物の使用不能

※1 不測かつ突然に汚染物質が流出等した場合を除きます。

※2 構内専用車および建設用工作車を除きます。ただし、次に掲げる間に生じた事故に起因する保険事故に限ります。
ア.構内専用車については、施設内にある間または施設外において仕事に付随する積込み・積卸し等の作業を行っている間
イ.建設用工作車については、施設内または工事場内にある間

※3 一部、自動セットされる補償で補償されます。

など

自動セットされる補償

※特に記載がない場合は、業務遂行・施設リスクの支払限度額、自己負担額が適用されます。

対物超過復旧費用補償

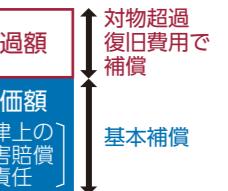
他人の財物の損壊について修理費用(財物を再取得するための費用を上限とします。)が財物の時価額を超えた場合のその超過額を補償します。ただし、損害賠償請求権者が損壊した財物を修理または再取得したことを弊社が確認できる場合に限ります。

支払限度額 被害者1名[※]につき10万円(1世帯につき10万円)、1事故100万円
※被害者が法人の場合は、1法人につきとします。

次の特約をセットすることにより、補償を拡大することができます。

対物超過費用補償増額特約

支払限度額を増額し、被害者1名につき30万円(1世帯につき30万円)、1事故300万円とします。



修理費用

超過額
時価額
[法律上の
損害賠償
責任]

対物超過
費用補償
基本補償



販売したエアコンの取付けのために壁にパイプ穴を開けたところ、バランスを崩して大きな穴を開けてしまった。

作業対象物損壊補償

貴社の業務遂行中、工事場内または作業現場内における仕事の対象物のうち、直接作業が加えられた部分(他人が所有するものに限ります。)に生じた損壊による賠償責任を補償します。

保険金をお支払いできない主な場合

- 作業によって通常避けることのできない変色、摩耗、縮み、品質劣化等
- 通常の作業工程上生じた修理、点検もしくは加工の拙劣または仕上不良等

支払限度額 作業対象物損壊補償の支払限度額

次の特約をセットすることにより、補償を対象外にすることができます。

作業対象物損壊補償対象外特約



海外で商談中に、商談先の事務所の備品を破損してしまった。

国外での保険事故一部補償

貴社が日本国外で一時的に行う商談等の営業業務の遂行に起因する対人・対物事故による賠償責任を補償します。

支払限度額 1事故・保険期間中1,000万円

次の特別約款をセットすることにより、補償を拡大することができます。

海外賠償(海外事業総合賠償責任保険特別約款)

被保険者の海外における業務の遂行(営業活動・自社製品の設置作業など)、海外対象施設の所有・使用・管理に起因する賠償責任を補償します。

◆詳細は26ページ参照

受託物損害補償

貴社が借用または保管(占有)する受託物の損壊・紛失・盗取・詐取について負担する賠償責任を補償します。

保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者、被保険者または被保険者の代理人もしくは親族が行い、または加担した受託物の盗取・詐取
- 受託物が貸主または寄託者に引き渡された日から30日を経過した後(構内専用車、建設用工作車および一時受託自動車は引き渡された後に)に発見された受託物の損壊または一部の紛失もしくは盗取・詐取
- 不動産^{※1}、航空機、自動車^{※2}、銃器、船舶、動物または植物の損壊、紛失または盗取・詐取
- 建設受託物が施設外または工事場外にある間^{※3}に生じた損壊、紛失または盗取・詐取
- 特定の請負契約に基づく建設工事等に使用するために借用する場合を除き、1年を超えて借用する建設受託物の損壊、紛失または盗取・詐取
- 有償で運送または保管すること目的として受託する財物の損壊、紛失または盗取・詐取

※1 期間を定めて行う展示会、見本市その他のイベント等のために借用する不動産を除きます。

※2 構内専用車、建設用工作車および一時受託自動車を除きます。※3 陸上輸送中を除きます。

支払限度額 1事故・保険期間中100万円
※現金・貴重品(※1):被害者1名(※2)につき5万円、1事故につき15万円、保険期間中100万円
(※1)警備対象物・ビルメンテナンス対象物の場合は、1事故・保険期間中100万円
(※2)被害者が法人の場合は、1法人につきとします。

次の特約をセットすることにより、補償を対象外にすることができます。

受託物損害補償対象外特約

次の特約をセットすることにより、補償を拡大することができます。

受託物損害補償増額特約

支払限度額を増額します。

◆詳細は12ページ参照

国内賠償

製造・販売した製品または仕事の結果による対人・対物 事故、財物の損壊を伴わない使用不能損害の補償

<生産物・完成作業リスク>

次のような対人・対物事故について、または財物の損壊を伴わない使用不能による逸失利益や事業の中止について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。

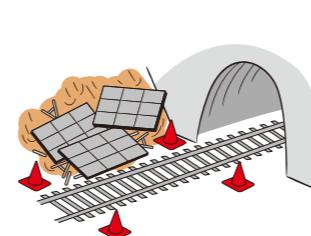
- ①貴社が製造または販売した製品・商品(生産物)に起因する偶然な事故
- ②貴社が行った仕事の結果に起因する偶然な事故



製造・販売した製品の欠陥により、
使用していた消費者が
ケガをしてしまった。



排水管の接続ミスにより、
工事引渡し後に漏水が発生し、
階下のゲームセンターに
損害を与えてしまった。



太陽光パネル設置工事のパネル設置不良により、
引渡し後に線路沿いの太陽光パネルが崩れ落ち、
電車が一時運行見合せとなつた。

お支払いする保険金

- 被害者に支払う損害賠償金
- 争訟費用や訴訟対応費用など訴訟等に要する費用
- 緊急対応費用や被害者への見舞費用など被害者対応に要する費用
- 汚染浄化費用や原因調査費用、協力費用などその他の事故対応に要する費用

など

△ 保険金をお支払いできない主な場合

- ①地震、噴火、洪水、津波、高潮等の天災
- ②石綿またはその代替物質等の発がん性およびその他の有害な特性
- ③環境汚染または汚染物質の処理に要した費用の支出*
- ④専門職業務の遂行
- ⑤他人との損害賠償に関する特別の約定または合意により加重された賠償責任
- ⑥被保険者が直接的に関与または加担して、その父母、配偶者、子その他親族に対して与えた損害について負担する賠償責任
- ⑦回収措置を講じるために要した費用
- ⑧被保険者の故意・重大な過失により法令に違反して製造・販売した生産物、行った仕事の結果に起因する賠償責任
- ⑨生産物または仕事の結果自体に発生した損害について負担する賠償責任
- ⑩生産物または仕事の結果の設計または開発上の欠陥により、生産物または仕事の結果が記名被保険者の意図する効能または性能を発揮できることに起因する賠償責任
- ⑪他人の財物を紛失することまたは盗取・詐取されることに起因する財物の使用不能

* 不測かつ突然に汚染物質が流出等した場合を除きます。

など

自動セットされる補償

※特に記載がない場合は、生産物・完成作業リスクの支払限度額、自己負担額が適用されます。

対物超過復旧費用補償

他人の財物の損壊について修理費用(財物を再取得するための費用を上限とします。)が財物の時価額を超えた場合のその超過額を補償します。ただし、損害賠償請求権者が損壊した財物を修理または再取得したことを弊社が確認できる場合に限ります。

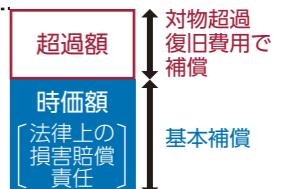
支払限度額	被害者1名*につき10万円(1世帯につき10万円)、1事故100万円 ※被害者が法人の場合は、1法人につきとします。
-------	---

次の特約をセットすることにより、補償を拡大することができます。

対物超過費用補償増額特約

支払限度額を増額し、被害者1名につき30万円(1世帯につき30万円)、1事故300万円とします。

◆詳細は14ページ参照



リコール限定費用補償

貴社が製造・販売した製品・商品(生産物)による対人・対物事故(生産物の損壊は含みません。)が日本国内で発生した場合に、貴社製品・商品のリコールにかかる次の損害を補償します。

- ①貴社が回収等を行ったことによるリコール限定費用*
- ②第三者の回収実施者が行った回収等により生じるリコール限定費用*に対する賠償責任

*次の①から⑦までの回収等を行うために必要かつ有益と弊社が認めた費用をいいます。

- ①新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用
- ②電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用*1
- ③消費者からの問い合わせに対応するために設置する電話回線、ブース、オペレーター等のコールセンター設置費用
- ④被保険者と消費者または納品先との間で生産物*2の回収および代替品の送付に要した費用
- ⑤回収した生産物*2の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用。
この場合において、用語のご説明「施設」の規定を適用しません。
- ⑥回収した生産物*2の廃棄費用。なお、廃棄費用には廃棄に要する輸送費用を含みます。
- ⑦回収等の実施により生じる人件費*3、出張費および宿泊費*4

*1 文書の作成費および封筒代を含みます。

*2 生産物が原材料または部品として財物の一部を構成する場合は、その財物全体とします。

*3 超過勤務手当および臨時雇用費用をいい、派遣受入れ費用を含みます。

*4 旅費規程等で定められた額を限度とし、旅費規程等がない場合は合理的かつ妥当な範囲とします。



国内で製造・販売したパソコンの欠陥により消費者がケガを負い、同じロットの製品のリコールを行った。

保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者または被保険者の故意・重大な過失による法令違反または各種義務違反
- 生産物の自然の消耗または蒸れ、かび、腐敗、変質、変色、さび、汗ぬれ等
- 被保険者の占有を離れた後に、被保険者以外の者によって行われた生産物の不適正な使用または不適切な維持・管理

支払限度額	1事故・保険期間中500万円	自己負担額	1事故5万円
-------	----------------	-------	--------

次の特約をセットすることにより、
補償を対象外にすることができます。

リコール補償対象外特約

次の特約をセットすることにより、
補償を拡大することができます。

リコール補償拡張特約

対人・対物事故の発生のおそれがある場合も支払い対象となり、費用の種類も拡大、支払限度額も選択できます。

◆詳細は17ページ参照

国外での保険事故一部補償

日本国内に住所を有する者が貴社の製品・商品(生産物)を自己使用の目的をもって一時的に日本国外に持ち出している間に生じた対人・対物事故による賠償責任を補償します。

次の特別約款をセットすることにより、補償を拡大することができます。

海外賠償 (海外事業総合賠償責任 保険特別約款)

被保険者が海外に輸出した生産物、海外における仕事の結果に起因する賠償責任を補償します。

◆詳細は27ページ参照



製造・販売したドライヤーを購入した消費者が海外旅行に持参。使用中に発火して、やけどを負ってしまった。

国内賠償

業務に伴う人格権・宣伝侵害行為によるリスクの補償

<人格権・宣伝侵害リスク>

次のような人格権・宣伝侵害行為により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。

- ①不当な身体拘束による他人の自由または名誉の侵害
- ②口頭、文書等によって行われる他人のプライバシーの侵害または他人に対する誹謗・中傷
- ③広告宣伝による他人の著作権の侵害等



子供が隠れていることに気づかず、
倉庫を施錠してしまい、
翌日に閉じ込められた子供を発見した。



パンフレットで使用したイラストが
著作権を侵害したとして
訴えられた。



来店客を万引き犯と誤認して、
公衆の面前で拘束してしまった。

お支払いする保険金

- 被害者に支払う損害賠償金
 - 争訟費用や訴訟対応費用など訴訟等に要する費用
 - 緊急対応費用や被害者への見舞費用など被害者対応に要する費用
 - 協力費用などその他の事故対応に要する費用
- など

保険金をお支払いできない主な場合

- ①地震、噴火、洪水、津波、高潮等の天災
 - ②石綿またはその代替物質等の発がん性およびその他の有害な特性
 - ③被保険者によって、または被保険者の了解、同意、指図に基づいて、被保険者以外の者によって行われた犯罪行為(過失による行為を除きます。)
 - ④採用、雇用または解雇に関して行われた人格権・宣伝侵害行為
 - ⑤最初の人格権・宣伝侵害行為が保険期間開始日より前に行われ、その後も継続または反復して行われた人格権・宣伝侵害行為
 - ⑥広告、放送、出版またはホームページ等の作成もしくは運営を業とする被保険者により業務の遂行として行われた人格権・宣伝侵害行為
 - ⑦保険期間終了後、1年以上経過した後に発見された人格権・宣伝侵害行為
- など

オプション特約(国内賠償)

貴社の事業形態やご要望に合わせてオプション特約を選択していただけます。

セットすることができる基本となる補償は 業務遂行・施設 生産物・完成作業 で表示しています。

業務遂行・施設

受託物損害補償増額特約

貴社が借用または保管(占有)する受託物の損壊・紛失・盗取・詐取について負担する賠償責任を補償します。

■支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中:500万円、1,000万円、2,000万円、3,000万円から選択 ※現金・貴重品※1:被害者1名※2につき5万円、1事故につき15万円、保険期間中につき上記で選択する金額か1,000万円のいずれか低い金額 ※1警備対象物・ビルメンテナンス対象物の場合は、1事故・保険期間中につき上記で選択する金額か1,000万円のいずれか低い金額 ※2被害者が法人の場合は、1法人につきとします。
自己負担額	業務遂行・施設リスクの自己負担額(対物)

■保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者、被保険者または被保険者の代理人もしくは親族が行い、または加担した受託物の盗取・詐取
 - 受託物が貸主または寄託者に引き渡された日から30日を経過した後(構内専用車、建設用工作車および一時受託自動車は引き渡された後に)に発見された受託物の損壊または一部の紛失もしくは盗取・詐取
 - 不動産※1、航空機、自動車※2、銃器、船舶、動物または植物の損壊、紛失または盗取・詐取
 - 建設受託物が施設外または工事場外にある間※3に生じた損壊、紛失または盗取・詐取
 - 特定の請負契約に基づく建設工事等に使用するために借用する場合を除き、1年を超えて借用する建設受託物の損壊、紛失または盗取・詐取
 - 有償で運送または保管すること目的として受託する財物の損壊、紛失または盗取・詐取
- ※1期間を定めて行う展示会、見本市その他のイベント等のために借用する不動産を除きます。
※2構内専用車、建設用工作車および一時受託自動車を除きます。
※3陸上輸送中を除きます。

業務遂行・施設

借家人賠償責任補償特約

日本国内で発生した貴社の借用戸室※の損壊による次の損害について、保険金をお支払いします。

※貴社が借用する店舗、事務所等の建物または戸室をいい、工場、倉庫、住宅、貴社の親会社または子会社から借用する建物または戸室を除きます。

※保険期間中に借用戸室を新たに借用した場合は、自動的に補償対象となります。

①次の事故※1により発生した貴社の借用戸室の損壊について、貸主に対して負担する賠償責任を補償します。

- 火災
- 破裂または爆発
- 給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ※2。

※1 被保険者の責めに帰すべき事由に起因する場合に限ります。

※2 風災、ひょう災、雪災もしくは水災による損害または給排水設備自体に生じた損害を除きます。

■支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中1,000万円から1億円まで、1,000万円単位で選択
自己負担額	業務遂行・施設リスクの自己負担額(対物)

■保険金をお支払いできない主な場合

- 被保険者の心神喪失または指図
- 被保険者と貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任

など

- ②偶然な事故により借用戸室に損壊が生じた場合で、貴社がその貸主との契約に基づき、自己的費用で現実にそれを修理した場合に、その修理費用※をお支払いします。
ただし、上記①によって保険金のお支払いがある場合には、こちらの修理費用に対しては、保険金をお支払いすることはできません。

※借用戸室を実際に修理した費用のうち、次のいずれかに該当する部分以外の修理費用とします。

- ア. 壁、柱、床、梁、屋根、階段等の建物の主要構造部
- イ. 玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、扉、垣、給水塔等の借用戸室入居者の共同の利用に供されるもの

■支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中300万円
自己負担額	業務遂行・施設リスクの自己負担額(対物)

■保険金をお支払いできない主な場合

- 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な措置によって生じた損害を除きます。

など

使用者賠償責任補償特約

貴社の従業員や下請負人の従業員の業務中の労災事故について負担する賠償責任を補償します。

※政府労災の給付が決定された場合に補償します。

※政府労災、自賠責保険、災害補償規定や法定外補償保険等により支払うべき金額がある場合は、その上乗せ補償となります。

■支払限度額・自己負担額

支払限度額	1名・1事故・保険期間中5,000万円または1億円から選択
自己負担額	なし

■保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者、被保険者、事業場責任者の故意
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 風土病や職業性疾病による身体の障害

など

オプション特約(国内賠償)

貴社の事業形態やご要望に応じてオプション特約を選択していただけます。

セットすることができる基本となる補償は **業務遂行・施設 生産物・完成作業** で表示しています。

業務遂行・施設 生産物・完成作業

業務遂行・施設 生産物・完成作業



特許等知的財産権補償特約

貴社が日本国内において知的財産権侵害※1に関する損害賠償請求手続※2を受けたことにより負担する賠償責任等※3を補償します。

※1 次に掲げる他人の知的財産権※4に対する侵害ならびに不正競争防止法に規定する周知表示混同惹起行為、著名表示冒用行為および形態模倣商品発布行為をいいます。

ア.特許権

イ.実用新案権

ウ.商標権

エ.著作権(著作者人格権および著作隣接権を含みます。)

オ.意匠権

カ.種苗法に基づく育成者権

キ.回路配線利用権

※2 保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求手続が最初になされた場合に限ります。

知的財産権侵害に起因する損害賠償金等を求める、または差止めを求める、裁判所または認証ADR機関における民事上または行政上の手続をいいます。ただし税関による輸入差止めを除きます。

※3 裁判外の和解(いわゆる示談)によるものは補償の対象となりません。

※4 日本の法令に基づく知的財産権をいいます。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	保険期間中3,000万円
自己負担額	なし

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 他人の身体の障害または財物の損壊
- 保険契約者または被保険者の故意または犯罪行為
- 保険期間の開始日以前になされていた損害賠償請求手続
- 日本国外の法令に基づく知的財産権の侵害を請求の理由とする損害賠償請求手続
- 日本国外においてなされたもしくは係属している損害賠償請求手続または日本国外で取得した判決に基づく損害賠償請求手続
- 貴社が労働者派遣事業を行っている場合において、派遣労働者が派遣先で行った行為
- 情報の漏洩、紛失、消失または提供
- 被保険者による使用許諾契約違反
- ソフトウエアの組織内違法コピー・複製
- 回収等に伴う費用
- 差止めその他の非金銭的救済の命令、許可および合意を実行するのに要する費用
- 罰金、料料、過料および課徴金

など



■ 事故例

A社が製造・販売した商品が、B社商品の特許権を侵害しているとして、B社から本来得られるはずであった利益についての損害賠償請求訴訟を提起された。



店舗の看板が全国チェーンA社の看板の商標権を侵害しているとして、A社から本来得られるはずであった利益についての損害賠償請求訴訟を提起された。



製造業E&O(業務過誤)特約

次の事由に起因して他人に生じた逸失利益または事業の中断による損害につき、被保険者が負担する賠償責任を補償します※1。

①生産物の欠陥

②生産物の仕様等で意図された効能または性能を発揮できなかったこと

③納期遅延※2

※1 ①②については生産物・完成作業リスクを補償対象としている場合、③については業務遂行・施設リスクを補償対象としている場合に補償対象となります。

※2 納期遅延とは、次のいずれかの事由に起因する納品予定期間の遅延または納品不能をいいます。

ア.日本国内に所在する施設において発生した、火災または破裂もしくは爆発

イ.ア.以外の不測かつ突発的な事由により、貴社が日本国内で所有・使用する、納品予定期間生産物を製造または加工する設備・装置に生じた損壊または物理的な機能停止

ウ.日本国内に所在する記名被保険者の常設の事業用施設における労働災害による事故の発生(疾病または疾病に起因する後遺障害もしくは死亡を除きます。)。ただし、労災保険法等※3によって給付が決定された場合に限るものとします。

※3 労働者災害補償保険法もしくは船員保険法またはその他日本国労働災害補償法令をいいます。

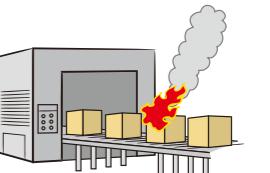
■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中1,000万円、2,000万円、3,000万円から選択 ※上記③納期遅延による損害に対しては、1事故・保険期間中1,000万円を限度とします。
自己負担額	支払限度額の1%

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 生産物または納品予定期間の自然の消耗または蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等
- 納品予定期間生産物を製造または加工する設備・装置の損壊を伴わない消耗、摩耗、もしくは老朽化による機能低下または機能停止
- 被保険者の親会社、子会社または関連会社に与えた損害
- 被保険者の占有を離れる前の生産物の上記①または②による事故
- 納品予定期間生産物について定められている納期から24時間以内の遅延

など



■ 事故例

- 貴社が製造した部品を精密機械メーカーに納品したところ、そのメーカーの検査において、部品に品質不良があり、使用すると発火のおそれがあることが発覚した。部品交換のため出荷できなかったとして、精密機械メーカーから逸失利益を請求された。

- 貴社が新製品である冷凍食品用の具材を製造中、電気配線からの漏電により工場で火災が発生し、納品予定期間であった具材が焼失したことにより、納品が大幅に遅延した。新製品の販売機会を逸したとして、冷凍食品メーカーから逸失利益を請求された。

オプション特約(国内賠償)

貴社の事業形態やご要望に応じてオプション特約を選択していただけます。

セットすることができる基本となる補償は **業務遂行・施設 生産物・完成作業** で表示しています。

生産物・完成作業

生産物・完成作業



リコール補償拡張特約

貴社が製造・販売した製品・商品(生産物)に起因する対人・対物事故(生産物の損壊は含みません。)が発生した場合、またはそのおそれ^{※1}がある場合に、日本国内の貴社製品・商品のリコールにかかる次の損害を補償します。

①貴社が回収等を行ったことによるリコール費用^{※2}

②第三者の回収実施者が行った回収等により生じるリコール費用に対する賠償責任

※1 次のいずれかの事由により客観的に明らかになった場合に限ります。

①被保険者または第三者の回収実施者による行政庁に対する届出または報告等

②被保険者または第三者の回収実施者が行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告

③回収等の実施についての行政庁の命令

※2 リコール限定費用に加えて次の費用を含みます。

①生産物が回収生産物か否かまたは欠陥の有無について確認するための費用

②回収生産物に対する次に掲げるいずれかの費用

ア、回収生産物の修理費用

イ、代替品の製造原価または仕入原価

ウ、回収生産物と引換えに返還するその生産物の対価

③信頼回復広告費用

④在庫品廃棄費用

⑤コンサルティング費用

⑥回収生産物の購入者または使用者を特定するために第三者にデータ作成を依頼するための費用

⑦第三者の回収実施者が行った回収等につき被保険者に対してなされた損害賠償請求において紛争が生じた場合の争訟費用

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中500万円、1,000万円、2,000万円、3,000万円から選択
自己負担額	1事故につき支払限度額の1%(5万円、10万円、20万円、30万円)

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者または被保険者の故意・重大な過失による法令違反または各種義務違反
- 生産物の自然の消耗またはかび、腐敗、変色等
- 被保険者の占有を離れた後に、被保険者以外の者によって行われた生産物の不適正な使用または不適切な維持・管理
- 直接であると間接であるとを問わず、対人・対物事故を発生させるおそれを理由として実施する回収等について、生産物または生産物使用製品^{※1}に印字、貼付または添付等された表示の誤り^{※2}によって実施する回収等によって生じた費用または損害

※1 生産物が成分、原料、材料、資材、装置その他部品等として使用された財物をいいます。

※2 表示の内容と内容物の相違を含みます。

など

■ 事故例

製造した折りたたみ椅子の溶接部分に不良があり、部品が外れてケガをするおそれがあることが判明したため、リコールを行った。



生産物・完成作業



国外流出生産物危険補償特約

貴社が日本国内における使用・消費を目的として販売・供給した製品・商品(生産物)が、被保険者以外の者によって日本国外に持ち出され、日本国外で対人・対物事故が発生した場合における賠償責任を補償します。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中500万円、1,000万円、1億円から選択
自己負担額	生産物・完成作業リスクの自己負担額

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 被保険者以外の者が日本国外へ販売・供給するために、被保険者とその被保険者以外の者との間で定めた仕様・規格等に基づき製造・販売・供給した生産物
- 保税免税店(Duty Free Shop)を営む場合において、その業務により販売または供給した生産物
- 次に掲げる生産物
 - 医療用機械器具・資材、医薬品
 - 航空機・自動車・鉄道車両・船舶またはこれらに使用される材料・部品等
 - たばこ

次の特別約款をセットすることにより、補償を拡大することができます。

→ 海外賠償(海外事業総合賠償責任保険特別約款)

被保険者が海外に輸出した生産物、海外における仕事の結果に起因する賠償責任を補償します。

◆詳細は27ページ参照

オプション特約(国内賠償)

貴社の事業形態やご要望に応じてオプション特約を選択していただけます。

セットすることができる基本となる補償は **業務遂行・施設 生産物・完成作業** で表示しています。

業務遂行・施設

業務遂行・施設

業務遂行・施設

災害時応援協定等に関する特約(B)-個別企業用

次の①から③の工事その他作業または業務に起因する損害である場合に限り、その工事その他作業または業務に関する協定、協約等を締結した記名被保険者の加盟する団体^{*1}を被保険者に追加して補償します。

この特約では、地震、噴火、洪水、津波、高潮等の天災によって生じた損害も対象となります。

- ①災害時応援協定^{*2}に基づく工事その他作業
- ②家畜伝染病予防法に基づく防疫に係る業務
- ③保険証券の特記事項欄または弊社所定の明細書に記載の協定、協約、約定、合意、取決め等に基づく業務

*1 役員および従業員を含みます。

*2 災害対策基本法に基づき地方公共団体等が記名被保険者または記名被保険者の加盟する団体との間で締結した災害が発生した場合における人的・物的支援についての協力の確保に関する協定をいい、記名被保険者または記名被保険者の加盟する団体との間で災害時応援協定を締結している地方公共団体等が、他の地方公共団体等と相互応援協定を締結している場合には、その相互応援協定によるものも含みます。

除雪作業危険に関する特約(A)

貴社および下請負人が行う国、地方公共団体等が発注する除雪作業中に発生した対人・対物事故により、貴社が法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害を補償します。また、雪堆積場^{*}における雪の積卸しおよび雪堆積場内で行われるその他の作業によって発生した対人・対物事故も補償します。

*排雪した雪を堆積するために特別に設けられ、不特定多数の人が出入りすることを制限され、記名被保険者が占有している場所をいい、貴社が他の事業者と共同使用する場所を含みます。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	業務遂行・施設リスクの支払限度額
自己負担額	業務遂行・施設リスクの自己負担額

業務遂行・施設

アスベスト飛散事故補償特約

業務遂行・施設リスクに起因^{*1}して、日本国内に所在する工事場内で不測かつ突発的に生じた次の①から③の事故により、石綿(アスベスト)が工事場外へ飛散^{*2}した場合に、被保険者が負担する費用^{*3}を補償します。

- ①工事場内の集じん・排気装置の物理的損壊
- ②工事場の隔離養生のために使用する隔離シートの物理的損壊または外来の事由により生じた隔離機能の不全
- ③特定粉じん排出等作業^{*4}を行う対象の建築物その他の工作物の物理的損壊

*1 特定粉じん排出等作業の遂行に起因するものに限ります。

*2 飛散した蓋然性が高い場合を含みます。

*3 石綿除去等費用、石綿損害拡大防止費用、石綿損害見舞費用、求償権保全費用をいいます。

*4 大気汚染防止法第2条(定義等)第11号に規定する作業をいいます。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中1,000万円 ※石綿損害見舞費用:被害者1名(※)につき10万円、1事故につき300万円 (※)被害者が法人の場合は、1法人につきとします。
自己負担額	業務遂行・施設リスクの自己負担額(対物) ※石綿損害見舞費用に対しては、自己負担額を適用しません。

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 特定粉じん排出等作業の完成または放棄の後の仕事の結果に起因する石綿の飛散により生じた損害
- 被保険者が、大気汚染防止法により罰則が適用される法令に違反して行った特定粉じん排出等作業により生じた損害^{*1}
- 上記に掲げる法令のほか、被保険者が、故意または重大な過失により特定粉じん排出等作業について定める法令に違反して行った特定粉じん排出等作業により生じた損害^{*1}

など

*1 記名被保険者またはその役員もしくは従業員が法令に違反した場合はすべての被保険者に、法令に違反した者が記名被保険者以外の者である場合は、その法令に違反した被保険者に対してのみ適用します^{*2}。

*2 下請負人またはその役員もしくは従業員のいずれかが法令に違反した場合は、下請負人とその役員および従業員に対して適用します。

地盤崩壊危険補償特約

貴社の建設工事の遂行に伴って発生した次の事由による賠償責任を補償します。

- 不測かつ突発的に発生した土地の沈下・隆起・移動・振動・軟弱化・土砂崩れまたは土地の流出もしくは流入(以下「地盤崩壊」といいます。)に起因する土地等の損壊^{*1}
- 地下水の増減によって生ずる地盤崩壊に起因する土地等の損壊^{*1}

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中500万円、1,000万円から選択
自己負担額	1事故5万円

■ 事故例

重機で土地の掘削作業を行っていたところ、地面が崩れ出し、脇にある建物が崩れた。

■ 保険金をお支払いできない主な場合

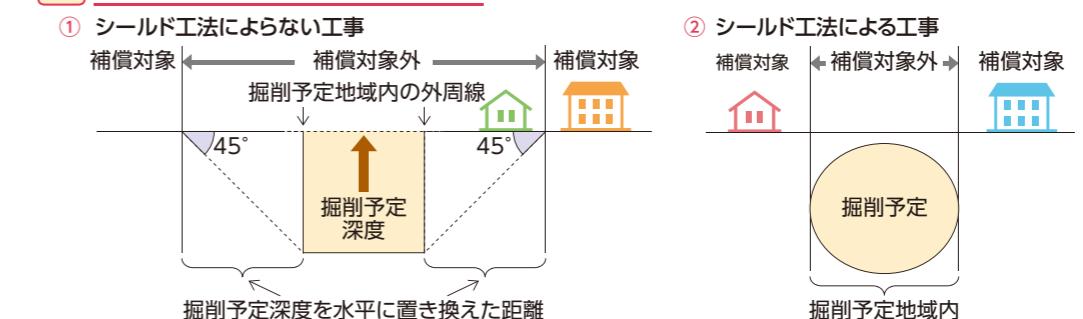
- 無振動工法によらない工事^{*2}に伴う土地の振動に起因する賠償責任
- 地下水の増減およびその利用にかかる賠償責任
- 地盤崩壊による河川または堤防の滅失、破損もしくは汚損に起因する賠償責任
- シールド工法によらない工事(下図①をご覧ください)の場合は、地盤崩壊に起因して、掘削予定地域の外周線より掘削予定深度を水平に置き換えた距離内に生じた土地等の損壊^{*1}にかかる賠償責任
- シールド工法による工事(下図②をご覧ください)の場合は、地盤崩壊に起因して、掘削予定地域内またはその上下の地域内に生じた土地等の損壊^{*1}にかかる賠償責任
- 被保険者と発注者を同じくする他の請負業者^{*3}が施工中の工事の目的物またはその所有、使用もしくは管理する土地等の損壊に起因する賠償責任

*1 土地等の損壊とは、土地、土地の工作物(基礎・付属物・収容物を含みます。)、植物の滅失、破損もしくは汚損または動物の死傷をいいます。

*2 振動規制法に規定する特定建設作業をいいます。

*3 その請負業者の下請負人を含みます。

補償対象/補償対象外となる範囲



業務遂行・施設

工事遅延損害補償拡張特約

建設工事固有の補償(工事遅延損害補償)(41ページ)について、工事場で発生した対人・対物事故の他に、次の事故を直接の原因として発生した工事遅延による損害についても補償します。

- ①火災、破裂、爆発による建設工事の目的物の損壊
- ②労災事故(死亡または30日以上の継続入院)

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	保険期間中につき工事請負契約書の履行遅滞に関する規定等により定められた額または500万円のいずれか低い額
自己負担額	なし

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 工事請負代金額、約定履行日、履行遅滞に関する規定等が定められた工事請負契約書のない建設工事
- 履行不能または不完全履行となった建設工事
- 約定履行日の翌日から起算して遅延日数6日未満の工事遅延

など

オプション特約(国内賠償 工事用物損害補償)



工事用物損害補償特約

工事現場で施工している対象工事について、不測かつ突発的な事故によって保険の対象に生じた損害を補償します。

■ 対象となる工事(対象工事)

貴社が日本国内で施工するビル、工場、住宅などの建物の建築工事、建物の内外装工事、電気・冷暖房・給排水等のビル付帯設備工事、鉄筋・鋼構造物工事、各種機械器具設置工事などをいいます。これらの工事に付随する基礎工事・外構工事等(土木工事部分)は対象工事に含まれます。



次に掲げる工事は、対象工事に含みません。

- ダム工事 ●道路工事(道路の維持・改修・復旧工事を含みます。)、舗装工事、道路標識・信号設置工事
- 鉄道工事、地下鉄工事 ●橋梁工事 ●上下水道工事、さく井工事 ●土地造成工事

など

■ 保険の対象

- ①工事の目的物
 - ②仮工事(上記①に付随する支保工、型枠工、支持枠工、足場工、土留工、防護工等)の目的物
 - ③工事用仮設物(①・②の工事のために仮設される電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備および保安設備)
 - ④工事用仮設建物(現場事務所、宿舎、倉庫等)およびこれらに収容されている什器・備品(家具、衣類、寝具、事務用具および非常用具に限ります。)
 - ⑤工事用材料および工事用仮設材
- ※①～③、⑤は工事現場内および工事現場への陸上輸送中(往路のみ)を補償します。④は、工事現場内にある場合のみ補償します。
- ※工事用仮設備、工事用機械器具およびこれらの部品・工具などは、この特約の保険の対象に含まれません。



工事中の建物が暴風により壊れた。



火災により建築中の建物が焼失した。



陸上輸送中の交通事故で荷台に乗せていた資材が損壊した。

■ お支払いする保険金の種類・保険金額・自己負担額

保険金の種類	保険金額	自己負担額
損害保険金	1事故につき、対象工事の請負金額または3億円のいずれか低い金額限度(保険期間中、保険証券記載の工事用物損害補償特約の保険金額または3億円のいずれか高い金額限度) ※陸上輸送中は、1事故につき、対象工事の請負金額または100万円のいずれか低い額を限度 ※損害保険金のうち、特別費用は1事故30万円限度	1事故につき、5万円または10万円から選択
残存物取扱費用	損害保険金の6%限度	なし
臨時費用	損害保険金の20%(ただし、1事故100万円限度)	なし



保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者、被保険者、これらの者の法定代理人または工事現場責任者の故意、重大な過失または法令違反
- 風、雨、雪、ひょう、砂じんの吹込みまたはこれらの漏入。ただし、保険の対象または保険の対象を収容する建物の外壁、屋根、開口部等が不測かつ突発的な事故によって破損し、その破損部分から保険の対象または保険の対象を収容する建物の内部に吹込みまたは漏入することによって生じた損害を除きます。
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 損害発生後30日以内に知ることができなかった盗難の損害、残材調査の際に発見された紛失または不足の損害
- 工事用仮設材として使用される矢板・くい・H型鋼・钢管・ケーシング等の打込み・引抜きの際に生じた曲損、破損または引抜き不能の損害



工事用仮設備・機械器具補償特約

不測かつ突発的な事故により、工事現場内にある工事用仮設備・工事用機械器具に生じた損害を補償します。

※特別な約定がないかぎり、貴社がリースまたはレンタル契約により使用または管理する工事用仮設備・工事用機械器具を含めるものとします。

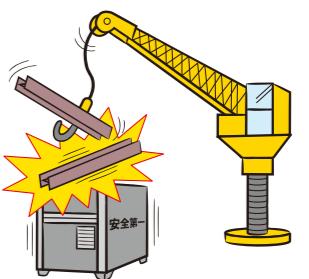
※建設用工作車については、車両登録、市町村長等による標識交付(臨時運行許可証、臨時運転番号標を除きます。)を受けていないものに限ります。

■ 保険金額・自己負担額

保険金額	保険期間中500万円限度
自己負担額	工事用物損害補償特約の自己負担額と同額(1事故5万円または10万円)

■ 事故例

クレーンで吊り上げた鉄材を誤って落させ、工事用コンプレッサーが大破した。



■ 保険金をお支払いできない主な場合

- ブーム、キャタピラ・バケット等、刃・つめ・ブレード等、管球類、ワイヤー・タイヤ等の損害(火災・破裂・爆発等によって生じた場合または保険の対象本体と同時に損害が生じた場合を除きます。)
- 偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故によって生じた損害(これらの事故によって火災・破裂・爆発が発生した場合を除きます。)

など



建売住宅等の保険責任終期特約

貴社が自ら施工した新築住宅であって、販売目的のために自ら管理している住宅について、不測かつ突発的な事故により、購入者や販売業者等へ引き渡すまでの期間(工事完了後6か月限度かつ保険期間終了日までの期間とします。)に生じた損害を補償します。

※新築の一戸建住宅のみが対象となり、長屋および共同住宅は対象外となります。

※この特約は、建築一式工事を行う事業者のみセット可能です。

■ 保険金額・自己負担額

保険金額	工事用物損害補償特約の保険金額に同じ
自己負担額	1事故につき損害額の20%または50万円のいずれか高い額

■ 事故例

通信設備工事の欠陥が原因で完成引き渡し後のメインテナンス期間内にアンテナが落下し破損した。

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 被保険者が法律上または請負契約上、発注者に対して自己の費用で復旧すべき責めを負わない損害など

■ 事故例

- 完成した新築住宅を販売中に、夜間の不審火が原因で、その建物が全焼してしまった。
- 完成した新築住宅を販売中に、住宅が水災で水没した。



※工事用仮設備・機械器具補償特約、メインテナンス期間中補償特約および建売住宅等の保険責任終期特約は、工事用物損害補償特約をセットした場合に選択していただけます。

※工事用仮設備・機械器具補償特約、メインテナンス期間中補償特約では、特約の規定に反しない限り、工事用物損害補償特約の「保険金をお支払いできない主な場合」が適用されます。

※工事用仮設備・機械器具補償特約、メインテナンス期間中補償特約および建売住宅等の保険責任終期特約でお支払いする保険金の種類は、特別費用を除き工事用物損害補償特約でお支払いする保険金の種類と同じです。詳細は37ページをご確認ください。

オプション特約(国内賠償 工事用物損害補償)



事業用動産損害補償特約

貴社が日本国内で所有、使用または管理する常設の施設、作業場および資材置場(工事現場を除きます。)等で保険の対象に生じた不測かつ突発的な事故および対象施設内における被保険者が所有する業務用の通貨等または預貯金証書の盗難による損害を補償します。

※工事用物損害補償特約をセットした場合に、この特約を選択していただけます。

■保険の対象

- ①対象構内(対象施設が所在する構内)に収容される、被保険者が所有する設備・什器等
- ②業務の目的に従って、対象構内から一時的に持ち出され、使用・管理されている設備・什器等(看板、自動販売機を除きます。)
- ③対象構内に収容される、被保険者が所有する工事用仮設物および工事用仮設材
- ④対象構内に収容される、被保険者が所有または工事に使用するために管理する資材・部品等

! 次に掲げるものは、保険の対象に含みません。

- 航空機、船舶もしくは水上運搬用具または機関車、自動車その他車両
- 保険の対象①のうち、工事用機械器具およびこれらの部品ならびに工具、昇降機設備等の建物付帯設備および立体駐車場
- 保険の対象②のうち、リース品またはレンタル品等の他人に貸与されまたは他人の占有管理下にある物
- 保険の対象①、③または④のうち、建物の外に置かれている物
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿、有価証券、印紙、切手等

など



自社の倉庫で保管していた資材が火災により焼失してしまった。 常設の倉庫内に保管していた資材が盗難にあった。

■お支払いする保険金の種類・保険金額・自己負担額

保険金の種類	保険金額	自己負担額
損害保険金	1事故・保険期間中、1,000万円、2,000万円、3,000万円限度から選択 ※貴金属等は、1事故かつ1個・1組につき30万円限度	工事用物損害補償特約の自己負担額と同額 (1事故5万円または10万円)
通貨等盗難損害保険金	業務用通貨の盗難：1対象構内・1事故につき30万円限度 業務用預貯金証書の盗難：1対象構内・1事故につき300万円限度	なし
残存物取扱費用	損害保険金の6%限度	なし
臨時費用	損害保険金の20%(ただし、1事故100万円限度)	なし
修理付帯費用	1対象構内・1事故につき100万円限度	なし
水害費用	保険金額または保険価額(保険の対象の時価額)のいずれか低い額の5%	なし

! 保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失または法令違反
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 台風・暴風雨・豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災(水害費用保険金については、この規定を適用しません。)
- 保険の対象の欠陥によって生じた損害
- 保険の対象の自然の消耗、劣化または蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、ねずみ食い・虫食い等によって生じた損害

※オプション特約(国内賠償 工事用物損害補償)、個人情報漏洩補償特約、サイバー攻撃対応費用補償特約は、個人情報漏洩補償特約をセットした場合に選択していただけます。

オプション特約(国内賠償 サイバーリスクの補償)



個人情報漏洩補償特約

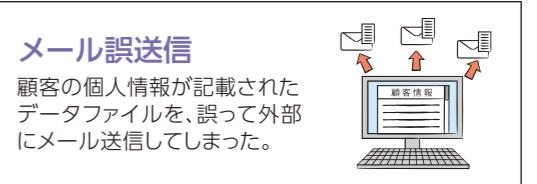
貴社が日本国内で行う仕事のために所有、使用または管理する個人情報の漏洩が発覚した場合に、貴社が負担する危機管理コンサルティング費用および危機管理実行費用に対して、保険金をお支払いします。また、個人情報を漏洩したことにより、被保険者が損害賠償請求された場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。

■支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中1,000万円、3,000万円、5,000万円から選択 ※危機管理コンサルティング費用は500万円限度、危機管理実行費用はこの特約の支払限度額の10%限度 危機管理コンサルティング費用および危機管理実行費用はこの特約の支払限度額に含まれます。
自己負担額	1事故10万円 ※危機管理コンサルティング費用および危機管理実行費用は、自己負担額はありません。

■保険金をお支払いできない主な場合

- 身体の障害または財物の損壊、紛失もしくは盗取・詐取(財物の紛失または盗取・詐取に起因した個人情報漏洩は補償の対象)
- 履行遅滞または履行不能
- 日本国外でなされた損害賠償請求



サイバー攻撃対応費用補償特約

貴社が日本国内で遂行する仕事のために所有または使用するコンピュータシステムに対してなされた不正アクセス、標的型メール攻撃(悪性コードの送付)、DoS攻撃などのセキュリティ事故により、貴社が被害状況の把握、証拠の保全・調査、被害拡大防止の初期対応に要した費用^(注)に対して、保険金をお支払いします。
(注)セキュリティ事故が発覚した日より30日以内に発注され、調査などに着手した日から90日以内に発生した費用に限ります。

■支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中1,000万円 ※個人情報漏洩補償の支払限度額に含まれます。
-------	--



■保険金をお支払いできない主な場合

- 保険期間の開始日前に発覚したセキュリティ事故 など

ECサイトが不正アクセスされていると
取引先から通報を受け、
パソコンの解析を行ったところ
高額の費用が発生した。

セキュリティ賠償責任補償特約

貴社が日本国内で遂行する仕事のために所有、使用または管理するコンピュータシステムに対してなされた不正アクセス、標的型メール攻撃(悪性コードの送付)、DoS攻撃などのセキュリティ事故により、被保険者が損害賠償請求された場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。

(注)この特約はサイバー攻撃対応費用補償特約をセットした場合に選択できます。

■支払限度額・自己負担額

支払限度額	個人情報漏洩補償と同額 ※個人情報漏洩補償の支払限度額に含まれます。
自己負担額	1請求10万円

■保険金をお支払いできない主な場合

- 遡及日の前日以前に発生したセキュリティ事故 など
- 日本国外でなされた損害賠償請求 など

企業情報漏洩賠償責任補償特約

貴社が日本国内で行う仕事のために所有、使用または管理する取引先などの企業秘密等の企業情報を漏洩したことにより、被保険者が損害賠償請求された場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。

■支払限度額・自己負担額

支払限度額	個人情報漏洩補償と同額 ※個人情報漏洩補償の支払限度額に含まれます。
自己負担額	1事故10万円

■保険金をお支払いできない主な場合

- 派遣労働者が派遣先で行った行為 など
- 日本国外でなされた損害賠償請求 など

海外賠償

海外賠償の特徴

海外賠償の補償では、製造・販売・飲食業を営む企業の皆さまの海外におけるビジネス展開に伴う賠償リスクをまとめて補償します。国内賠償では補償されない海外賠償リスクへの備えを提供します^{*}。

1 貴社の海外ビジネスにかかる賠償リスクを幅広く補償!

貴社の海外における施設の所有・使用・管理、業務の遂行および輸出した生産物による対人・対物事故に対する賠償リスクを補償します。

2 賠償事故の解決に必要な各種費用を補償!

事故が発生した場合における弁護士費用や施設内の対人事故に対する治療費用、貴社が直接生産物の回収を行う場合の回収費用など、事故に伴う各種費用を補償します。

3 貴社のニーズに合わせたご契約プランを簡便に!

米国・カナダにおける事故の補償などオプション特約のセットや支払限度額の選択により、貴社のニーズに合わせたご契約プランを簡便な手続きで設定可能です。

*海外賠償の補償は、単独でもご加入いただけます。

■主な対象業種

飲食料品、繊維・織維製品、木製品・家具、化粧品、プラスチック・ゴム製品、金属材料・部品、家庭用電気機械器具、一般産業用・事務用・サービス用機械器具、通信・電子機械器具、生活雑貨・事務用品などの製造・卸売・小売業

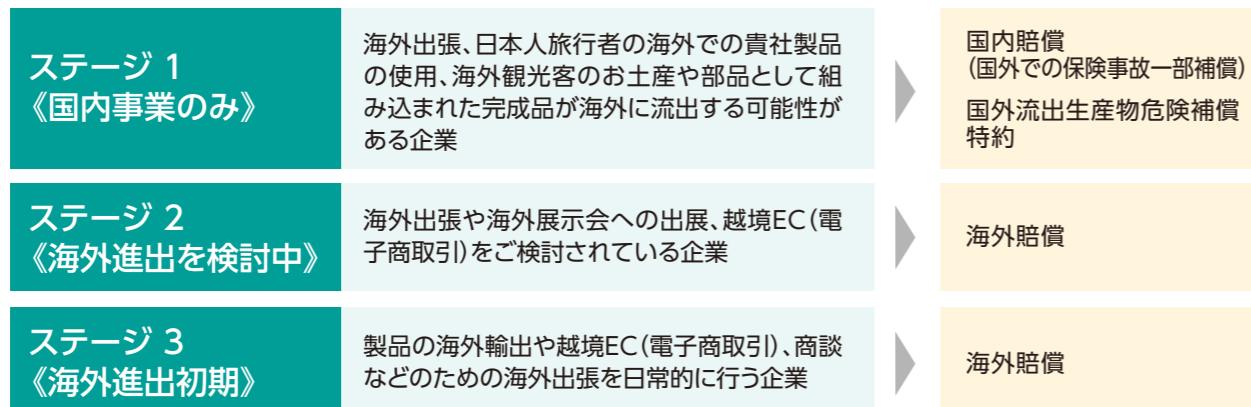
*業種や製品の種類によって、海外賠償ではお引き受けできない場合があります。詳細は、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

*建設業、ビルメンテナンス業は対象外です。

■海外リスクを補償する他の補償/特約との違い

海外進出は企業にとって事業拡大の大きなチャンスである一方、日本とは異なる法律や規制・社会・慣習などにより、様々なリスクを伴います。

AIG損保では、企業の海外進出の段階に応じたソリューションをご提供いたします。



より本格的な海外ビジネスを展開されている企業の皆さま向けに、弊社では、海外PL保険やWorldRisk[®]など英文約款を使用した商品^{*}もご用意しています。

*お引き受けにあたっては、専用告知書や追加資料をいただき、引受審査が必要となります。

製造・販売業務の遂行・施設の管理による対人・対物事故についての補償

<業務遂行・施設リスク>

次の①または②によって保険期間中に対人・対物事故が発生し^{*1}、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。

①貴社の海外^{*2}における業務の遂行(営業活動・自社製品の設置作業など)

②海外対象施設の所有・使用・管理

*1 前保険契約が損害賠償請求ベースの保険契約である場合に限り、この保険契約の保険期間開始日の1年前の応当日からこの保険契約の保険期間開始時までの間に発生した事故も含みます。詳細については約款をご確認ください。

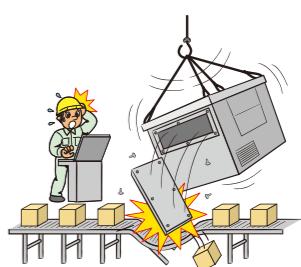
*2 対象となる国と地域については36ページの補償適用地域欄をご覧ください。



海外の展示会ブースへ商品を搬入中に来場者に怪我を負わせた。



海外の駐在員事務所から漏水し、階下の部屋に損害を与えた。



機械の設置作業中に物を落下させ納品先の製造ラインを破損させてしまった。

■お支払いする保険金

- 被害者に支払う損害賠償金
- 争訟費用や訴訟対応費用などの訴訟等に要する費用
- 損害防止費用、求償権保全費用、協力費用など損害の拡大防止や事故対応に要する費用
- 緊急措置費用や被害者治療等費用などの被害者対応に要する費用

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 地震、噴火、洪水、津波、高潮等の天災
- ② 石綿またはその代替物質等の発がん性およびその他の有害な特性
- ③ 環境汚染または汚染物質の処理に要した費用の支出^{*1}
- ④ 特定業務の遂行
- ⑤ 他人との損害賠償に関する特別の約定または合意により加重された賠償責任
- ⑥ 被保険者が直接的に関与または加担して、その父母、配偶者、子その他親族に対して与えた損害について負担する賠償責任
- ⑦ 航空機、自動車^{*2}または銃器の所有、使用または管理
- ⑧ 海外対象施設外における船舶、車両または動物の所有、使用または管理
- ⑨ 記名被保険者の業務に従事中の者が被った身体の障害に対して負担する賠償責任
- ⑩ 次に掲げる財物の損壊について負担する賠償責任
 - 記名被保険者の子会社または関連会社が所有、貸借または占有する財物
 - 被保険者が借用・保管(占有)する財物
 - 仕事に使用される機械、移動・運送用機器、器具その他道具類または材料、資材、装置その他部品類
 - 仕事の対象物のうち、損害発生時に直接作業が加えられていた部分

*1 不測かつ突然に汚染物質が流出等した場合を除きます。

*2 海外対象施設内で物の運搬その他の作業を行う自動車を除きます。ただし、自動車保険等の上乗せ補償となります。

海外賠償

製造・販売した製品または仕事の結果による 対人・対物事故についての補償

<生産物・完成作業リスク>

次の①～③によって保険期間中に対人・対物事故が発生し^{*1}、被保険者が法律上
の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。

- ①貴社が海外^{*2}に輸出・販売した生産物
- ②貴社が製造・販売した生産物のうち、国外流出生産物
- ③貴社が海外^{*2}において行った仕事の結果

*1 前保険契約が損害賠償請求ベースの保険契約である場合に限り、この保険契約の保険期間開始日の1年前の応当日からこの保険契約の保険期間開始時までの間に発生した事故も含みます。詳細については約款をご確認ください。

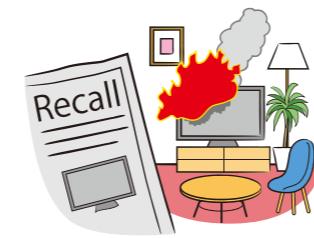
*2 対象となる国と地域については36ページの補償適用地域欄をご覧ください。



輸出した飲料に含まれていた成分が
身体に悪影響を及ぼした。



海外に輸出した自社製造の
電子レンジの回線がショートして発火、
火災が発生した。



海外で販売した製品の欠陥による
火災事故が発生したため、
同じロットの製品回収を直接行った。

■お支払いする保険金

- 被害者に支払う損害賠償金
- 争訟費用や訴訟対応費用などの訴訟等に要する費用
- 損害防止費用、求償権保全費用、協力費用など損害の拡大防止や事故対応に要する費用
- 緊急措置費用などの被害者対応に要する費用
- 対人・対物事故が発生した場合に貴社が直接行う回収等に要するリコール費用

など

△ 保険金をお支払いできない主な場合

- ①地震、噴火、洪水、津波、高潮等の天災
- ②石綿またはその代替物質等の発がん性およびその他の有害な特性
- ③環境汚染または汚染物質の処理に要した費用の支出*
- ④特定業務の遂行
- ⑤他人との損害賠償に関する特別の約定または合意により加重された賠償責任
- ⑥被保険者が直接的に関与または加担して、その父母、配偶者、子その他親族に対して与えた損害について負担する賠償責任
- ⑦被保険者の故意・重大な過失により法令に違反して製造・販売した生産物、行った仕事の結果に起因する賠償責任
- ⑧生産物または仕事の結果自体に発生した財物の損壊について負担する賠償責任
- ⑨生産物または仕事の結果が記名被保険者の意図した効能または性能を発揮できないことに起因する賠償責任
- ⑩次に掲げる生産物に起因する賠償責任
 - 医療用機械器具、医療用資材、医薬品またはこれらに使用される原材料、部品もしくは成分
 - 航空機またはこれらに使用される材料、資材、装置、もしくは部品類
 - 鉄道車両、船舶、自動車またはこれらに使用される材料、資材、装置もしくは部品類(駆動、走行、運航、制御、安全、救命にかかるものに限ります。)
 - チャイルドシート、ベビーカーまたはベビーベッド等の幼児用家具
- ⑪販売人が生産物に作業を加えたことに起因する賠償責任
- ⑫販売人が生産物の適合性、品質、耐久性、性能または効用を維持できなかったことに起因する賠償責任
- ⑬販売人の施設内で生じた身体の障害または財物の損壊に対して負担する賠償責任

など

*不測かつ突然に汚染物質が流出等した場合を除きます。

オプション特約(海外賠償)

貴社の事業形態やご要望に合わせてオプション特約を選択していただけます。
セットすることができる基本となる補償は 業務遂行・施設 生産物・完成作業 で表示しています。

業務遂行・施設 生産物・完成作業

✓ 米国・カナダ追加補償特約

基本となる補償の補償適用地域(日本国、アメリカ合衆国およびカナダを除く全世界)を拡大し、日本国を除く全世界を補償対象とします。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中 1億円 ※この限度額は業務遂行・施設リスクおよび生産物・完成作業リスクの支払限度額に含まれます。
自己負担額	設定しません。



✓ 米国・カナダ追加補償特約(拡大型)

基本となる補償の補償適用地域(日本国、アメリカ合衆国およびカナダを除く全世界)を拡大し、日本国を除く全世界を補償対象とします。支払限度額は基本補償と同額になります。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中 1.5億円 ※この限度額は業務遂行・施設リスクおよび生産物・完成作業リスクの支払限度額に含まれます。
自己負担額	設定しません。

業務遂行・施設 生産物・完成作業

✓ 作業対象物損壊補償特約(海外)

貴社の業務遂行中、作業現場*内における仕事の対象物(他人が所有するものに限ります。)のうち、直接作業が加えられていた部分に生じた損壊による賠償責任を補償します。

*被保険者が主たる仕事を行っている場所で、被保険者が所有または借用する施設以外の場所をいいます。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中 500万円 ※この限度額は業務遂行・施設リスクの支払限度額に含まれます。
自己負担額	設定しません。

業務遂行・施設

■ 事故例

自社で製造・販売した大型食品機械を、海外の客先の工場に設置する際、取り付け予定場所の床に大きな穴をあけてしまった。



■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 作業によって通常避けることのできない変色、摩耗、縮み、品質劣化等
- 通常の作業工程上生じた修理、点検もしくは加工の拙劣または仕上不良等

生産物品質補償

生産物品質補償の特徴

生産物品質補償は、食品、化粧品、医薬部外品等の製造・販売や飲食業を営む企業の皆さまが万一のリコール等によって被る損害をまとめて補償します。生産物に起因する賠償リスクの補償と組み合わせることにより、より手厚い備えを提供します*。

1 貴社の食品、化粧品、医薬部外品のリコール等にかかる損害を幅広く補償!

リコールに要する費用や喪失利益、検査分析や専門家相談費用等、生産物に異物混入等が生じた場合に生じる損害を幅広く補償します。

2 危機管理コンサルタントの活用による円滑な事故対応をサポート!

生産物に異物混入等が生じた場合に危機管理コンサルタントをご紹介し、リコール等による損害の補償とあわせたダブルサポートを提供することが可能です。

3 オプション特約のセットにより貴社のニーズに合わせたご契約プランを設定可能!

輸出等がある場合における海外でのリコール補償やその他各種オプション特約、支払限度額を選択することにより、貴社のニーズに合わせたご契約プランを設定することが可能です。

*生産物品質補償は、単独でもご加入いただけます。

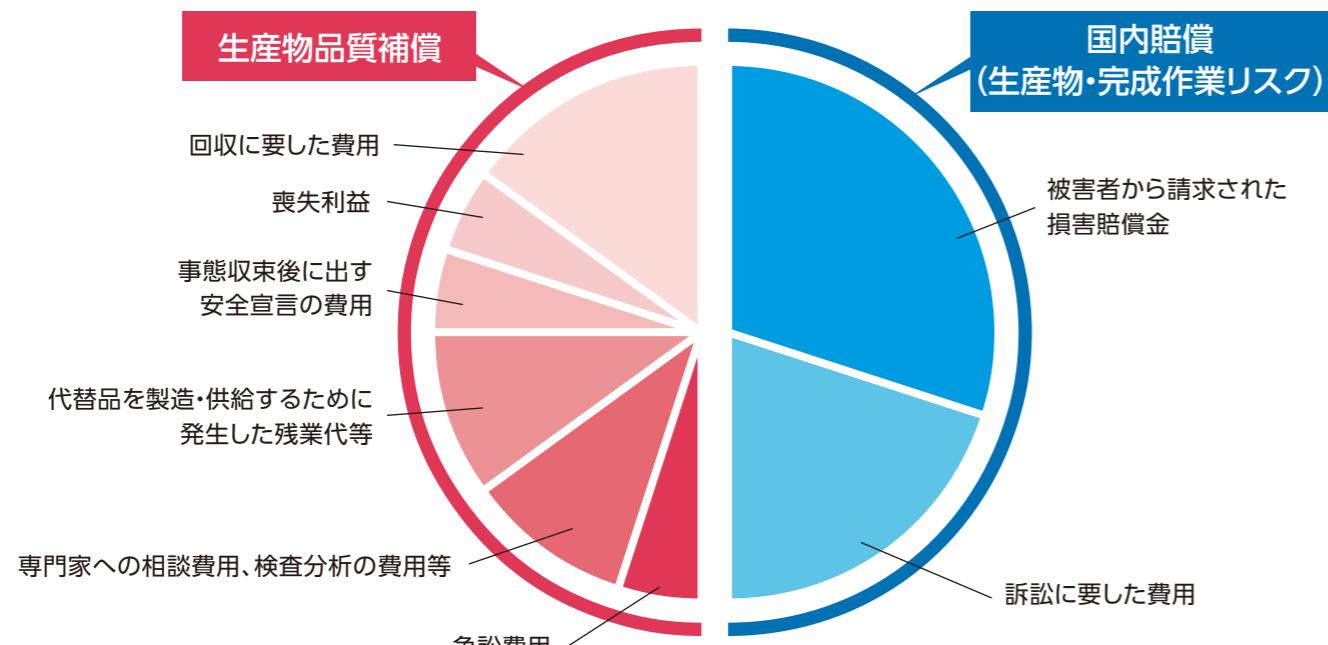
■主な対象業種

生産物品質補償は、主に以下のような企業の皆様にご加入いただけます。

- ① 食品、飲料品、化粧品、医薬部外品の製造・加工業者
- ② 食品、飲料品、化粧品、医薬部外品を扱う輸入販売業者、卸売業者、小売業者等
- ③ 飲食店

*食品、化粧品、医薬部外品以外の製品は、生産物品質補償ではお引き受けできません。

■生産物品質補償と国内賠償(生産物・完成作業リスク)による補償(概略)



生産物品質補償 基本補償

生産物品質補償では、貴社が製造、販売または供給を行った生産物に発生した次の事故により、貴社に生じた損害を補償します*^{1,2}。

第三者による異物混入事故

第三者(従業員を含みます。)の害意ある行為により、生産物に対して異物混入脅迫が行われた場合、または異物を混入されたもしくはそのおそれがある場合に保険金をお支払いします。

偶然な汚染事故

製品規格書等で含有を予定していない物質の混入や含有が禁止されている物質の混入等の偶然な異物混入、食品のポジティブリスト違反、食品への食中毒菌の混入が発生した場合に保険金をお支払いします。

生産物の容器・包装および表示の瑕疵による事故

賞味期限等の誤表示・表示漏れ、成分等の誤表示・表示漏れ・法令等に定めがある場合の表示順序の誤り、容器・包装とは異なる内容物の封入・梱包、健康被害を生じさせる容器・包装の瑕疵、容器・包装のポジティブリスト違反が発生した場合に保険金をお支払いします。

*1 第三者による異物混入事故を除き、生産物が正当な引渡し先に引き渡されるまでの過程において発生した事象に限ります。
 *2 健康被害の有無にかかわらず保険金をお支払いします。ただし、生産物の摂取または使用の後7日以内に健康被害が発生していない場合は、行政機関への届出もしくは報告または新聞等への社告の掲載を行った場合に限ります*³。
 *3 偶然な汚染事故および生産物の容器・包装および表示の瑕疵による事故に限ります。



販売している菓子に
毒物を混入したという脅迫電話があり、
至急回収することになった。



提供した食材に
黄色ブドウ球菌が見つかった。
このままだと、
お客様が食中毒になりそうだ…



工場のラインで
輪ゴムが誤って食品に
紛れ込んだことが判明し、
社告を掲載し、回収することになった。

■お支払いする保険金

- 生産物の回収、社告掲載、コールセンター設置、一時保管施設等に要する回収等費用
 - 広報・危機管理の専門家への専門家相談費用*
 - 事故の事実の確認・調査のための第三者機関による検査分析費用*
 - 事故発生後に事業活動を維持するための清掃、消毒等に要する事業活動維持費用
 - 安全対策や品質管理改善を実施した旨の宣伝・広告に要する安全宣言費用
 - 事故による売上高減少により生じる喪失利益
 - 回収等について第三者との争訟に要した争訟費用(生産物品質保険用)
- *支払限度額(保険金額)の外枠でお支払いします。



保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者または被保険者*の故意もしくは重大な過失
 - 保険契約者または被保険者*の故意もしくは重大な過失による法令違反または各種義務違反
 - 生産物または使用製品のかび、腐敗、変質、自然の消耗その他類似の事由。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この規定を適用しません。
 - ア. 第三者の害意によって発生した場合
 - イ. 偶発的に発生した食品衛生法に食中毒の病因物質として掲げられた細菌の活動により、これらの事由が生じた場合
 - 自然界に通常存在する菌の生産物または使用製品への付着または混入。ただし、生産物の製造等の過程において偶発的に発生した場合は除きます。
 - 大腸菌群または一般生菌数にかかる法令等で定められた基準値の超過
- など
- *保険契約者または被保険者が法人である場合は、その役員をいいます。

オプション特約(生産物品質補償)



予防的措置としての行政指示による回収補償特約

被保険者の生産物に基本補償の対象となる事故は生じていないにもかかわらず、行政機関^{*1}が被保険者の生産物に対して回収、販売停止または廃棄を行う旨の命令、指示または要請を行った場合^{*2}に保険金をお支払いします。

*1 補償適用地域の行政機関をいいます。

*2 被保険者の生産物を原因として、使用製品に対して命令、指示または要請を行う場合を含みます。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中につき、保険証券記載の1事故保険金額と1億円のいずれか低い額
縮小支払割合	保険証券記載の縮小支払割合
自己負担額	保険証券記載の自己負担額

■ 事故例

ある企業が外国から輸入した原材料に、日本では禁止されている添加物が使用されていたことが判明。貴社が輸入した原材料にもその可能性があるとのことで、行政機関から回収命令が出された。



根拠のない報道による回収事故補償特約

被保険者の生産物に基本補償の対象となる事故が発生していないにもかかわらず、事故が発生したという事実と異なる報道^{*}もしくは政府・行政機関の発表がされた場合に保険金をお支払いします。

*報道機関による新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットを通じた報道をいいます。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中につき、保険証券記載の1事故保険金額と3,000万円のいずれか低い額
縮小支払割合	保険証券記載の縮小支払割合
自己負担額	保険証券記載の自己負担額

■ 事故例

貴社が製造販売しているチョコレートバーにプラスチックが混入しているという事実と異なる報道がされ、専門家への相談、検査等の対応を余儀なくされた。



■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者、被保険者またはその役員(退職者を含みます。)が発信または提供した情報による根拠のない報道によって生じた損害

など



かび・腐敗等一部補償特約

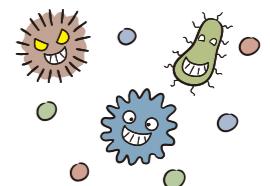
次に掲げる事由に直接起因して、生産物または使用製品にかび・腐敗等が発生したことにより、被保険者が被る損害に対して保険金を支払います。

- ①かび・腐敗等の発生防止を目的とする生産物の容器・包装に関するシール不良・ピンホール等の瑕疵^{*}。
- ②かび・腐敗等の発生防止を目的としてその生産物自体に使用を予定されていた防腐剤、脱酸素剤もしくはアルコール製剤等の封入漏れまたは添加漏れ^{*}。

*ただし、生産物が正当な引渡し先に引き渡されるまでの過程において発生した事象に限ります。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中につき、保険証券記載の1事故保険金額と3,000万円のいずれか低い額
縮小支払割合	保険証券記載の縮小支払割合
自己負担額	保険証券記載の自己負担額



■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 被保険者の生産物の原材料にかび・腐敗等が発生していたことによって生じた損害



輸出生産物補償特約

次に掲げる生産物を補償対象に追加します。

- ①日本国から輸出または供給され、日本国外に所在する被保険者の生産物^{*1*2}
- ②日本国外から輸出または供給され、被保険者によって販売される日本国外に所在する生産物^{*1}

*1 日本国外における輸送途上を含みます。

*2 国外流出生産物を含みます。

■ 事故例

貴社が海外に輸出した化粧品に異物が混入していることが判明。回収等を行った。

*事前に弊社所定の告知書等をご提出いただきます。

*対象となる国と地域については36ページの補償適用地域欄をご覧ください。



ご契約の方法 ご契約条件の設定、保険料の算出について

1 保険の対象となる施設、業務、生産物を確認します。

国内賠償では、原則として、日本国内における貴社のすべての施設、業務(仕事)、製品・商品(生産物)、仕事の結果による賠償リスクを対象とします。なお、建設業のみ補償(建設業以外の兼業業務は補償対象外)や労働者派遣業のみ補償(労働者派遣業以外の業務請負および兼業業務は補償対象外)にすることもできます^{(注1)(注2)}。

海外賠償では、貴社の業務に起因して全世界(日本、アメリカ合衆国、カナダを除く)で発生する賠償リスクおよび海外対象施設、輸出生産物による賠償リスクを対象とします。

生産物品質補償では、貴社の食品、化粧品、医薬部外品等の生産物に生じた事故による損害を対象とします。

なお、オプション特約をセットすることにより、補償の対象を拡大することができます。

(注1)JV工事に関連するお引き受けについては、個別にご照会ください。

(注2)「サイバーリスクの補償」では、貴社におけるすべての業務(仕事)を対象とする場合のみセットできます。

2 基本となる補償およびオプション特約を選択します。

この保険では、まず3つの基本となる補償からご希望の補償を選択していただき、それぞれについてご希望のオプション特約をセットしてお引き受けします。3つの基本となる補償は、それぞれそのオプション特約とともに単独での契約も可能です。具体的なお引受けについては、取扱代理店・扱者または弊社にご相談ください。

基本となる補償

オプション特約

国内賠償



製造業E&O(業務過誤)特約、工事用物損害補償特約、個人情報漏洩補償特約 など

海外賠償



米国・カナダ追加補償特約、作業対象物損壊補償特約(海外) など

生産物品質補償



予防的措置としての行政指示による回収補償特約、かび・腐敗等一部補償特約 など

3 支払限度額(保険金額)・自己負担額(免責金額)を設定します。

基本となる補償について、支払限度額(保険金額)および自己負担額(免責金額)を設定します。

一部のオプション特約については、所定の支払限度額(保険金額)および自己負担額(免責金額)が適用されますのでご確認ください。

4 保険料の算出を行います。

基本となる補償	保険料の算出基礎、確認書類
共 通	保険料の算出にあたっては、売上高を確認できる次のいずれかの書類をご用意ください。 ● 法人の場合:直近の会計年度(1年間)の損益計算書、法人事業概況説明書、有価証券報告書 ● 個人事業主の場合:青色申告決算書(青色申告の場合)、収支内訳書(白色申告の場合)、税務申告書類 なお、下記の算出基礎に基づき算出した保険料は確定保険料となりますので、保険期間終了時の保険料の精算は不要となります。 ※ただし、一部のオプション特約をセットした場合はこの限りではありません。
国内賠償	貴社の「業務内容」および「直近の会計年度(1年間)の税込売上高」に基づき保険料を算出します。
海外賠償	業務遂行・施設リスク:貴社の「国内および海外における業務内容」および「直近の会計年度(1年間)の税込売上高」に基づき保険料を算出します。 生産物・完成作業リスク:貴社の「海外における業務内容」および「直近の会計年度(1年間)の税込海外売上高」に基づき保険料を算出します。
生産物品質補償	貴社の「対象生産物の内容」および「対象生産物の直近の会計年度(1年間)の税込売上高」に基づき保険料を算出します。

ご契約の条件等 ご注意いただくこと

1 適用される支払限度額(保険金額)・自己負担額(免責金額)

国内賠償

基本となる補償に適用される支払限度額・自己負担額は、以下のとおりとなります。業務遂行・施設リスクおよび生産物・完成作業リスクの支払限度額は同額で設定します。

なお、お支払いする保険金の種類によって、別途設定されるものがあります。

補償	支払限度額(保険金額)	自己負担額(免責金額)(1事故)
業務遂行・施設リスク	ご契約時に設定いただく業務遂行・施設リスクの支払限度額(1事故・保険期間中)を適用※1※2	ご契約時に設定いただく業務遂行・施設リスクの自己負担額を適用
生産物・完成作業リスク	ご契約時に設定いただく生産物・完成作業リスクの支払限度額(1事故・保険期間中)を適用※1※2	ご契約時に設定いただく生産物・完成作業リスクの自己負担額を適用
人格権・宣伝侵害リスク	ご契約時に設定いただく業務遂行・施設リスクの支払限度額(1事故・保険期間中)を適用	ご契約時に設定いただく業務遂行・施設リスクの自己負担額を適用

※1 理美容エステ業務に起因する対人事故については、被害者1名・1事故・保険期間中1,000万円を限度とします。

※2 介護・福祉サービス業務にかかる業務遂行・施設リスクに起因する財物の損壊を伴わない使用不能については、1事故および保険期間中1,000万円を限度とします。

この補償では、業務遂行・施設リスク、生産物・完成作業リスクの支払限度額と同額で「総支払限度額」を設定します。この補償でお支払いする保険金の総額は、保険期間を通じて、すべてのリスクに対する支払保険金を合算して総支払限度額を限度とします。ただし、次のオプション特約でお支払いする保険金に対しては、総支払限度額を適用しません。

- 使用者賠償責任補償特約
- 不誠実行為危険補償特約
- 特許等知的財産権補償特約
- 食中毒・特定感染症損害補償特約
- 個人情報漏洩補償特約とこの特約にセットする特約
- 工事用物損害補償特約とこの特約にセットする特約
- 事業用動産損害補償特約

海外賠償

基本となる補償に適用される支払限度額・自己負担額は、以下のとおりとなります。業務遂行・施設リスクおよび生産物・完成作業リスクの支払限度額は同額で設定します。

補償	支払限度額(保険金額)	自己負担額(免責金額)(1事故)
業務遂行・施設リスク	ご契約時に設定いただく下記のいずれかの業務遂行・施設リスクの支払限度額を適用(1事故・保険期間中 1億円、1.5億円、2億円)	設定しません。
生産物・完成作業リスク	ご契約時に設定いただく下記のいずれかの生産物・完成作業リスクの支払限度額を適用(1事故・保険期間中 1億円、1.5億円、2億円)	設定しません。
生産物の回収リスク(リコール費用)	1事故・保険期間中 500万円 ※この限度額は生産物・完成作業リスクの支払限度額に含まれます。	1事故につき、自己負担額10万円 1事故につき、縮小支払割合90%

※お支払いする保険金の種類によって、別途設定されるものがあります。

- 米国・カナダ追加補償特約でお支払いする保険金については、1事故・保険期間中1億円を限度とします。この限度額は業務遂行・施設リスクおよび生産物・完成作業リスクの支払限度額に含まれます。
- 作業対象物損壊補償特約でお支払いする保険金については、1事故・保険期間中500万円を限度とします。この限度額は業務遂行・施設リスクの支払限度額に含まれます。

ご契約の条件等 ご注意いただくこと

生産物品質補償

基本となる補償に適用される支払限度額・自己負担額は、以下のとおりとなります。

支払限度額(保険金額)	縮小支払割合	自己負担額(免責金額)(1事故)
ご契約時に設定いただく下記のいずれかの支払限度額を適用 (1事故・保険期間中 500万円、1,000万円、2,000万円、3,000万円、5,000万円)	保険証券記載の縮小支払割合	保険金額の1%

※お支払いする保険金の種類によって、別途設定されるものがあります。

3 補償適用地域

基本となる補償	補償適用地域
国内賠償	日本 ※国外での保険事故一部補償については、日本を除く全世界とします。 ※国外流出生産物危険補償特約をセットした場合は、日本を除く全世界とします。 ※サイバーリスクの補償の特約については、24、38ページをご確認ください。
海外賠償	全世界(日本、アメリカ合衆国、カナダを除く) ※訴訟提起地は、アメリカ合衆国とカナダを除く全世界です。 ※米国・カナダ追加補償特約、米国・カナダ追加補償特約(拡大型)をセットした場合は、日本を除く全世界となり、訴訟提起地は全世界です。
生産物品質補償	日本 ※輸出生産物補償特約をセットした場合は、全世界とします。

保険金のお支払いは、弊社または弊社の親会社もしくは弊社の最上位の支配会社に適用される経済制裁に関する法令または措置を遵守して行うものとします。これら法令または措置には、日本国、国際連合、アメリカ合衆国財務省外国資産管理室(Office of Foreign Assets Control)、ヨーロッパ連合(EU)により行われる制裁措置を含みます。

2 被保険者の範囲

国内賠償

補償	被保険者の範囲
業務遂行・施設リスク 生産物・完成作業リスク 人格権・宣伝侵害リスク	①記名被保険者 ②記名被保険者の役員および従業員 ③下請負人 ④下請負人の役員および従業員 ⑤発注者 ⑥保険証券に追加被保険者として記載された者
リコール限定費用補償	記名被保険者
サイバーリスクの補償	記名被保険者(役員および従業員を含みます。)

※業種によって別途設定されるものがあります。詳細は41~42ページをご参照ください。

※特約によって別途設定されるものがあります。

海外賠償

補償	被保険者の範囲
業務遂行・施設リスク 生産物・完成作業リスク	①記名被保険者(役員および従業員を含みます。) ②生産物・完成作業リスクによる事故に限り、記名被保険者の販売人(役員および従業員を含みます。)
生産物の回収リスク (リコール費用)	記名被保険者

生産物品質補償

被保険者の範囲
記名被保険者

※特約によって別途設定されるものがあります。

4 お支払いする保険金

国内賠償

(1) 賠償責任にかかる補償(基本となる補償およびオプション特約)

国内賠償でお支払いする保険金は、以下のとおりとなります。なお、オプション特約によっては、お支払いする保険金の種類が異なる場合があります。

事故発生	事故発生初期に生じる費用	訴訟等により生じる費用	損害賠償金のお支払い
	損害防止費用 事故による損害の発生および拡大の防止を目的とした応急措置のための必要または有益な費用	被害者への見舞費用 (被害者1名注10万円限度・1事故300万円限度) 事故が発生した場合において、被害者に届けた見舞金、見舞品または被害者の遺族に届けた香典、花、弔電などの費用その他社会通念上妥当な費用 (注)被害者が法人の場合は、1法人につきします。	争訟費用 損害賠償責任に関する争訟(訴訟、仲裁、調停、和解等)のために支出した弁護士費用などの防御に要する費用
	求償権保全費用 他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合におけるその権利の保全または行使のための必要または有益な費用	原因調査費用 (1事故100万円限度) 対人・対物事故が発生した場合または発生が切迫している場合における事故原因の調査・確認のための必要かつ有益な費用	訴訟対応費用 (1事故300万円限度) 損害賠償請求訴訟に對応するために、裁判所に提出する文書や意見書・鑑定書の作成費用、事故再現実験費用、従業員の超過勤務手当などの社会通念上妥当な費用
	原因調査費用 (1事故100万円限度) 対人・対物事故が発生した場合または発生が切迫している場合における事故原因の調査・確認のための必要かつ有益な費用	被害者治療等費用 (被害者1名50万円限度・1事故300万円限度) 仕事の遂行または施設に起因して身体障害が発生した被害者の治療費用や葬儀費用など(事故日から1年以内に生じた費用に限ります。)	損害賠償金 被害者(損害賠償請求権者)に対して支払う損害賠償金
	緊急措置費用 事故による損害の発生または拡大の防止に努めた後に賠償責任がないことが判明した場合における応急手当、護送、治療等の被害者に対する緊急で必要な措置に要した費用	汚染処理費用 (1事故・保険期間中1,000万円限度) 不測かつ突然的に環境汚染が発生した場合において、必要または有益な汚染物質の処理に要する費用(対人・対物事故または財物の損壊を伴わない使用不能等が発生したまたは発生が切迫している場合に限ります。)	協力費用 弊社による損害賠償請求の解決に協力するために要した費用
	緊急対応費用 (1事故300万円限度) 事故の対応のための被害者・法定相続人等の現地訪問費用や通信費用、交渉等のための事務所等賃借費用、被害者の捜索費用などの費用		

※支出にあたり、事前に弊社の同意が必要な費用もありますのでご注意ください。

ご契約の条件等 ご注意いただくこと

(2) 物損害の補償

工事用物損害補償特約、工事用仮設備・機械器具補償特約、メインテナンス期間中補償特約および建売住宅等の保険責任終期特約でお支払いする保険金は、以下のとおりとなります。

保険金の種類	概要
損害保険金	復旧費(損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために直接要する再築、再取得、修理の費用)、損害防止費用(損害の発生・拡大防止のために支出した必要かつ有益な費用)および特別費用(保険の対象の復旧に必要な残業・休日勤務・夜勤勤務による割増賃金および急行貨物割増運賃)の合計額
残存物取片づけ費用	損害保険金が支払われる場合において、事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用(解体費用、取壊し費用、取片づけ清掃費用および搬出費用のうち、損害保険金に含まれないもの)
臨時費用	損害保険金が支払われる場合において、その事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生じる費用

※損害保険金のうち特別費用は、工事用物損害補償特約のみ、お支払いの対象となります。

※支出にあたり、事前に弊社の同意が必要な費用もありますのでご注意ください。

事業用動産損害補償特約でお支払いする保険金は、以下のとおりとなります。

保険金の種類	概要
損害保険金	保険の対象の損傷を修理することができる場合においては、修理費(保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用)と損害防止費用(事故による損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用)の合計額を損害額として支払う保険金。損害額は保険価額(損害の生じた地および時ににおける損害の生じた保険の対象の価額)によって定めます。
通貨等盗難損害保険金	対象施設内における被保険者が所有する業務用の通貨または預貯金証書の盗難により被る損害に対して支払う保険金をいい、公示催告手続費用を含みます。
残存物取片づけ費用	損害保険金が支払われる場合において、事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用(取壊し費用、取片づけ清掃費用および搬出費用)
臨時費用	損害保険金が支払われる場合において、その事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生じる費用
修理付帯費用	損害保険金が支払われる場合において、その保険の対象の復旧にあたり発生する原因・損害範囲の調査、設備等の点検・調整、仮修理、代替品の賃借、代替仮設物の設置・撤去、残業・休日勤務・深夜勤務による割増賃金等の必要かつ有益な費用
水害費用	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・高潮・土砂崩れ等の水災により、対象建物等が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である設備・什器等に損害が生じた場合の臨時に生じる費用

※支出にあたり、事前に弊社の同意が必要な費用もありますのでご注意ください。

(3) サイバーリスクの補償

① 縮小支払いとなる損害

次のア.からウ.までのいずれかの事由によって生じた損害に対しては、損害額に50%を乗じた金額を保険金として支払います。

- ア. オペレーティングシステムのサポートが終了したパソコン等のコンピュータ機器を使用していたこと。
- イ. セキュリティソフトをインストールしていなかったパソコン等のコンピュータ機器を使用していたこと。
- ウ. パソコン等のコンピュータ機器にパスワードの設定など有効なアクセス制限を実施していなかったこと。

② お支払いする保険金

保険金の種類 ^{*1}	概要
損害賠償金	被害者(損害賠償請求権者)に対して支払う損害賠償金
争訟費用	損害賠償責任に関する争訟 ^{*2} につき、被保険者が弊社の書面等による同意を得て支出した弁護士費用その他の防御に要する費用
危機管理コンサルティング費用 ^{*3}	危機管理コンサルティング機関が保険事故の発生による悪影響を管理および最小化するために、日本国内において被保険者に提供する危機管理サービスに関して生じた費用 ^{*4}
危機管理実行費用 ^{*3}	危機管理コンサルティング機関が日本国内において被保険者に提供する危機管理サービスの直接の結果として、被保険者が保険事故の悪影響を管理および最小化する目的で日本国内において負担した次の費用 ^{*5} <ul style="list-style-type: none"> ①弁護士から助言を受けたことに対する報酬(定期報酬などを除きます) ②個人情報漏洩の原因を調査するための費用 ③被保険者の従業員の超過勤務手当、臨時に生じた通勤交通費、超過勤務に伴う宿泊費、雇用費用 ④電話回線の増設費用、無料通話電話の使用料もしくは通話料または通信業務をコールセンター会社に委託する費用 ⑤お詫び状の作成費用および送付費用 ⑥見舞金・見舞品費用 ⑦見舞金・見舞品の送付費用 ⑧新聞に謝罪広告を掲載する費用 ⑨記者会見の開催に要する費用
サイバー攻撃対応費用 ^{*6}	サイバー攻撃対応コンサルティングに対して、被保険者が支払う報酬 ^{*7}

*1 求償権保全費用、協力費用、訴訟対応費用もお支払いの対象です。36ページをご確認ください。
ただし、サイバー攻撃対応費用補償特約では、サイバー攻撃対応費用のみがお支払い対象となります。

*2 損害賠償責任に関する争訟とは、訴訟、仲裁、調停または和解等をいいます。
*3 危機管理コンサルティング費用および危機管理実行費用は、個人情報漏洩が発覚した場合に支払われます。
*4 個人情報漏洩が発覚した日からその日を含めて180日以内に生じた費用で、弊社が妥当かつ必要と認めたものをいいます。
*5 個人情報漏洩が発覚した日からその日を含めて180日以内に生じた費用に限り、弊社が妥当かつ必要と認めたものをいいます。
ただし、日本国外で行われた危機管理業務に対して支払う報酬、費用等を除きます。
*6 サイバー攻撃対応費用補償特約がセットされた場合のみ、お支払いの対象です。
*7 弊社が妥当かつ必要であると認めたものをいいます。

海外賠償

海外賠償	海外賠償でお支払いする保険金は、以下のとおりとなります。
保険金の種類	概要
損害賠償金	被害者(損害賠償請求権者)に対して支払う損害賠償金
損害防止費用	事故による損害の発生および拡大の防止を目的とした応急措置のための必要または有益な費用
求償権保全費用	他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合におけるその権利の保全または行使のための必要または有益な費用
緊急措置費用	事故による損害の発生または拡大の防止に努めた後に賠償責任がないことが判明した場合における応急手当、護送、治療等の被害者に対する緊急で必要な措置に要した費用
協力費用	弊社による損害賠償請求の解決に協力するための費用
争訟費用	損害賠償責任に関する争訟(訴訟、仲裁、調停、和解等)のために支出した弁護士費用などの防御に要する費用
訴訟対応費用 (1事故300万円限度)	損害賠償請求訴訟に対応するために、裁判所に提出する文書や意見書・鑑定書の作成費用、事故再現実験費用、従業員の超過勤務手当などの社会通念上妥当な費用
被害者治療等費用 (被害者1名10万円限度・ 1事故300万円限度)	仕事の遂行または海外対象施設に起因して身体障害が発生した被害者の治療費用や葬儀費用など(事故日から1年以内に生じた費用に限ります。)
リコール費用 (1事故・保険期間中500万円 限度、自己負担額:1事故につき 10万円、縮小支払割合:1事故 につき90%)	回収の実施に伴い負担する次の費用 <ul style="list-style-type: none"> ①新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用 ②電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用^{*1} ③消費者からの問い合わせに対応するために設置する電話回線、ブース、オペレーター等のコールセンター設置費用 ④被保険者と消費者または納品先との間で生産物^{*2}の回収および代替品の送付に要した費用 ⑤回収した生産物^{*2}の一時的な保管のために臨時に借用する倉庫等の施設の賃借費用 ⑥回収した生産物^{*2}の廃棄費用。なお、廃棄費用には廃棄に要する輸送費用を含みます。 ⑦回収等の実施により生じる人件費^{*3}、出張費および宿泊費^{*4}

*1 文書の作成費および封筒代を含みます。

*2 生産物が原材料または部品として他の財物の一部を構成する場合は、その財物全体をいいます。

*3 超過勤務手当および臨時雇用費用をいい、派遣受入れ費用を含みます。

*4 旅費規程等で定められた額を限度とし、旅費規程等がない場合は合理的かつ妥当な範囲とします。

*5 支出にあたり、事前に弊社の同意が必要な費用もありますのでご注意ください。

ご契約の条件等 ご注意いただくこと

生産物品質補償

生産物品質補償でお支払いする保険金は、以下のとおりとなります。なお、オプション特約によっては、お支払いする保険金の種類が異なる場合があります。

費用の種類	概要
①回収等費用	<p>被保険者が支出した次に掲げる合理的かつ妥当な費用をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 社告掲載費用 イ. コールセンター設置費用 ウ. 通信費用 エ. 輸送費用 オ. 事故の生じた生産物について、領収済みの対価を消費者や納品先に返還する場合は、その原価。ただし、領収済みの対価を返還せず、事故の生じた生産物を再加工または再包装して提供する場合はその再加工または再包装に要した費用、または事故の生じた生産物の代替品を提供する場合は、その原価。 カ. 一時保管施設の賃借料 キ. 廃棄費用 ク. 人件費 ケ. 出張費および宿泊費 コ. データ作成費用 サ. 回収等の実施により生じる費用で、弊社が特に必要と認めたもの
②喪失利益	<p>被保険者の営業収益が事故により減少しなかったならば得られていたであろう営業利益をいいます。なお、喪失利益は「事故がなければ得られていたであろう見込営業収益」から「補償期間中に計上された営業収益」を差し引いた残額に、「直近会計年度の営業利益率」を乗じて得た額とします。なお、被保険者の営業に特殊な事情があった場合または著しく趨勢が変化した場合^{*1}は、弊社は、被保険者と協議による合意に基づき、「採用すべき見込営業収益」または「直近会計年度の営業利益率」について公正な調整を行うものとします。</p>
③安全宣言費用	<p>事故によって失った生産物の信頼度を回復させるために、補償適用地域内に向けて行われた事故の生じた生産物に関する安全対策または品質管理改善を施した旨の宣伝または広告活動等に対して、被保険者が支出した合理的かつ妥当な費用をいいます。ただし、弊社があらかじめ承認したものに限ります。なお、販売推進を主な目的とした宣伝または広告に要した費用は除きます。</p>
④事業活動維持費用	<p>事故に起因する損害を軽減し、事故発生前の事業活動状態へ復旧するために、または事故発生前と同等な事業活動を極力維持するために被保険者が支出した清掃費、消毒・殺菌費用、人件費等の合理的かつ妥当な費用をいいます。ただし、弊社があらかじめ承認したものに限ります。なお、次の費用は除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 機械設備、什器(じゅうき)、備品、不動産等の資産の取得にかかる費用 イ. 再発防止のための生産物の設計または仕様の変更に要する費用
⑤専門家相談費用	<p>回収等にかかる対応を行うために、被保険者が広報または危機管理その他の専門知識を有する第三者から助言またはコンサルティング等を受けたことにより支出した合理的かつ妥当な費用をいいます。ただし、弊社があらかじめ承認したものに限ります。なお、この特別約款で保険金支払対象となる事故でないことが判明した場合であっても、弊社は、その時点で既に発生していた費用に対しては保険金を支払います。</p>
⑥検査分析費用	<p>事故の事実等にかかる確認または調査を行うために、第三者の調査機関による検査、分析等に対して被保険者が支出した合理的かつ妥当な費用^{*2}をいいます。ただし、弊社があらかじめ承認したものに限ります。なお、この特別約款で保険金支払対象となる事故でないことが判明した場合であっても、弊社は、その時点で既に発生していた費用に対しては保険金を支払います。</p>
⑦争訟費用 (生産物品質保険用) (1事故・保険期間中300万円 限度)	<p>回収等にかかる責任の有無および割合、その方法または金額等にかかる争訟^{*3*4}について、被保険者が支出した合理的かつ妥当な費用をいいます。ただし、弊社があらかじめ承認したものに限ります。なお、この特別約款で保険金支払対象となる事故でないことが判明した場合であっても、弊社は、その時点で既に発生していた費用に対しては保険金を支払います。</p>

*1 合併、会社分割、事業の譲渡または譲受け、株式交換、株式移転等の組織再編、決算期の変更、自然災害または天候・消費者の嗜好の変化もしくは経済情勢の急激な変動等をいいます。

*2 納品先が使用製品を市場から回収する場合において、その納品先が被保険者に請求した費用を含みます。ただし、本来被保険者が支出するべきであったと認められる費用に限ります。

*3 訴訟、仲裁、調停または和解等をいい、①～⑥に規定する損害について、被保険者が第三者に賠償請求を行った場合または被保険者が第三者から賠償請求を受けた場合をいいます。

*4 消費者およびそれらを代表するものとの争訟を除きます。

5 保険金をお支払いできない主な場合(基本補償共通)

- 保険契約者または被保険者の故意
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 核燃料物質(使用済燃料を含みます。)等の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用もしくはこれらの特性など

6 事故が発生した場合

保険金お支払いまでの流れ

事故のご連絡をいただいたから、保険金をお支払いするまでの一般的な流れは次のとおりです。

Step1. 事故発生のご連絡

貴社

- 事故が発生した場合、損害の発生および拡大の防止に努めてください。また、他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合は、その権利の保全・行使に努めてください。
- 事故の状況、損害の程度、損害賠償請求があった場合にはその内容、重複保険契約の有無とその内容について、遅滞なく、取扱代理店・扱者または弊社まで書面でのご通知をお願いします。

事故解決に向けてのアドバイスおよび必要書類のご案内

AIG損保

- 貴社のご契約内容を確認し、補償の内容をご案内します。
- 事故解決に向けてのアドバイスをさせていただきます。
- 保険金請求に必要な書類についてご案内します。

Step2. 必要書類のご手配・ご提出

貴社

- 保険金請求書などの記入、損害の立証書類などの手配をいただき、ご提出をお願いします。

Step3. 相手方との示談

貴社

示談についてのアドバイス

- 必要に応じて、相手方との示談の進め方や示談内容等について、弊社からアドバイスを行います。相手方との間で賠償額を決定(示談)する場合には、必ず事前にご連絡ください。示談は、被保険者ご自身で進めていただく必要がありますのでご注意ください。

ご請求内容の確認

AIG損保

- 保険金をお支払いするために必要な確認を行います。
- お支払いする保険金の額を算出し、保険金をお支払いします。

Step4. 保険金のお受取り

貴社

- お支払い金額、お支払い先などを貴社へ書面でご案内しますので、ご確認をお願いします。

企業向け賠償責任保険(国内リスク) 解決援助サービス



「解決援助サービス」とは

万が一の事故が発生し、お客さまからご希望があり、被害者にご了解いただける場合に、できる限りスムーズに紛争が解決できるよう、お客さまをサポートさせていただくものです。

保険金をお支払いするだけではなく、保険会社として行うべき保険金に関する業務として損害調査や保険金の額および根拠の説明、事務作業のサポートを行います。

(事案の内容と性質に鑑みて、サービスをご提供できない場合もあります。)

詳細は[こちら](#)を
ご参照ください



国内賠償に関する業種別の読み替え

建設工事固有の補償(工事遅延損害補償)

業務遂行・施設リスク対象

記名被保険者の日本国内における建設工事による事故については、基本補償に加えて次の事故についても保険金をお支払いします。

■保険事故の範囲の追加

記名被保険者が元請負人となる建設工事中に、工事場で発生した対人・対物事故を直接の原因として、工事請負契約書上の約定履行日の翌日から起算して6日以上の遅延が生じたことに対して、被保険者が工事請負契約書に基づく法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。
※対象となる工事は、記名被保険者が単独で元請負人となり、原因事故の日から30日以内に約定履行日が到来する工事で、原因事故の発生が工事遅延の直接の原因となったものに限ります。

■被保険者の範囲

記名被保険者

次の特約をセットすることにより、補償を拡大することができます。

工事遅延損害補償拡張特約

火災、破裂、爆発による工事の目的物の損壊や労災事故の発生などが対象事故に追加されます。

◆詳細は20ページ参照

製造・販売業務固有の補償

記名被保険者の日本国内における製造・販売業務による事故については、次のように基本補償の規定の読み替えおよび規定の追加をします。

■被保険者の範囲の読み替え

- ①記名被保険者
- ②記名被保険者の役員および従業員
- ③下請負人
- ④下請負人の役員および従業員
- ⑤生産物・完成作業リスクに限り、記名被保険者の販売人(役員および従業員を含みます。)
- ⑥保険証券に追加被保険者として記載された者

■保険金をお支払いできない主な場合

基本補償で「保険金をお支払いできない場合」に定めている事項のほか、生産物・完成作業リスクについて、販売人が次の賠償責任を負担することによって被る損害
 ①販売人が生産物に組立、加工、修理、点検、洗浄等の作業を加えたことに起因する賠償責任
 ②販売人が生産物の適合性、品質、耐久性、性能または効用を維持できなかったことに起因する賠償責任
 ③生産物の販売、取扱いまたは供給において、販売人が通常行う検査、調整その他の業務を実施したこと、またはしなかったことに起因する賠償責任

など

警備業務およびビルメンテナンス業務固有の補償

業務遂行・施設リスク対象

記名被保険者の日本国内における警備業務およびビルメンテナンス業務による事故については、基本補償に加えて次の規定が適用されます。

■保険事故の範囲の追加

被保険者が行う警備業務またはビルメンテナンス業務の遂行により発生した警備対象物またはビルメンテナンス対象物の紛失または盗取・詐取を保険事故に含めるものとします。

■保険金をお支払いできない主な場合

基本補償で「保険金をお支払いできない場合」に定めている事項のほか、次の事由によって被る損害
 ①警備契約書に基づかない警備業務、ビルメンテナンス契約書に基づかないビルメンテナンス業務の遂行
 ②被保険者の行う作業によって通常避けることのできない変色、摩耗、縮み、品質劣化等
 ③警備業務またはビルメンテナンス業務に使用される機械、移動・運送用機器、器具その他道具類の損壊、紛失、盗取・詐取または財物の損壊を伴わない使用不能

など

旅館業務固有の補償

受託物損害補償対象

記名被保険者の日本国内における旅館業務による事故については、基本補償に加えて次の規定が適用されます。

■受託物の範囲の追加

旅館受託物を「受託物」に含めて、受託物損害補償または受託物損害補償増額特約※の規定を適用します。
※受託物損害補償増額特約をセッテした場合

■保険金をお支払いできない主な場合

基本補償で「保険金をお支払いできない場合」に定めている事項のほか、次の損害
 ①被保険者が行う旅館業務に伴い身体の障害を被った者の労働能力の喪失または減少により、その身体の障害を被った者の属する企業、団体または地方公共団体その他の団体が被った損失に起因する損害
 ②来訪者の自動車内にある財物の損壊、紛失または盗取・詐取によって生じた損害

など

●帳場保管の場合:被害者1名※115万円、1事故・保険期間中受託物損害補償の支払限度額※2か1,000万円のいずれか低い額
 ●帳場保管以外の場合:被害者1名※15万円、1事故15万円、保険期間中受託物損害補償の支払限度額※2か1,000万円のいずれか低い額
 ※1 被害者が法人の場合は、1法人につきとします。
 ※2 受託物損害補償増額特約をセッテした場合は、受託物損害補償増額特約の支払限度額

労働者派遣事業・派遣先業務・請負業務等固有の補償

記名被保険者の日本国内における労働者派遣事業、派遣先業務および請負業務等による事故については、基本補償に加えて次の規定が適用されます。

■保険事故の範囲の追加

●労働者派遣事業、派遣先業務および請負業務等を遂行するにあたり、業務遂行・施設リスクに起因する偶然な事故により日本国内で発生した派遣・請負先管理財物の損壊を保険事故に追加します。
 ●派遣先業務の遂行による事故に直接起因する財物の損壊が発生した場合において派遣先対物損害費用(損壊した財物を修理または交換するために現実に支出した通常要する費用)をお支払いします。

■支払限度額

●派遣・請負先管理財物の損壊による損害:
 1事故および保険期間中500万円
 ●派遣先対物損害費用:1事故50万円※
 ※財物の損壊が発生した地および時においてその財物が有していたと認められる価額を超えないものとします。

■保険金をお支払いできない主な場合

基本補償で「保険金をお支払いできない場合」に定めている事項のほか、次の賠償責任を負担することによって被る損害
 ①故意または重大な過失により法令に違反して行われた労働者派遣事業に起因する賠償責任
 ②発注者または派遣先が負担する、次に掲げる賠償責任
 ア. 発注者または派遣先の役員および従業員が被った身体の障害
 イ. 発注者または派遣先の役員および従業員が所有する財物の損壊

など

介護・福祉サービス業務固有の補償

記名被保険者の日本国内における介護・福祉サービス業務による事故については、次のように基本補償の規定の読み替えおよび規定の追加をします。

■保険事故の範囲の読み替え

介護・福祉サービス業務にかかる生産物・完成作業リスクについては、対人・対物事故のみ補償します。(財物の損壊を伴わない使用不能は補償対象外です。)

■支払限度額

介護・福祉サービス業務にかかる生産物・完成作業リスクにおいて、財物の損壊を伴わない使用不能については1事故および保険期間中1,000万円を限度とします。

■保険金をお支払いできない主な場合

基本補償で「保険金をお支払いできない場合」に定めている事項のほか、次の賠償責任を負担することによって被る損害
 被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為によって生じた損害

など

理美容エステ業務固有の補償

記名被保険者の日本国内における理美容エステ業務による事故については、次のように基本補償の規定の読み替えおよび規定の追加をします。

■保険事故の範囲の読み替え

理美容エステ業務における事故については、次の①から③までのいずれかに起因して日本国内において発生した他人の身体の障害(注)または財物の損壊を補償します。(財物の損壊を伴わない使用不能は補償対象外です。)

■支払限度額

理美容エステ業務の遂行による身体障害については被害者1名・1事故・保険期間中につき1,000万円を限度とします。

■保険金をお支払いできない主な場合

基本補償で「保険金をお支払いできない場合」に定めている事項のほか、次の賠償責任を負担することによって被る損害
 ①所定の資格を有しない者が行う理美容エステ業務に起因する賠償責任
 ②理美容エステ業務の結果が、被保険者の意図または顧客の要望に合致しないことに起因する賠償責任

など

■被保険者の範囲の読み替え

①記名被保険者
 ②記名被保険者の役員および従業員(注)
 (注)被保険者の従業員のほか、理美容エステ業務の補助者を含みます。

用語のご説明

このパンフレットで使用される用語のご説明は、以下のとおりとなります。

共通

き 記名被保険者	保険証券の記名被保険者欄に記載された者をいいます。
ち 重複保険契約	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
ひ 被保険者	記名被保険者およびこの保険契約にセットされた特別約款または特約において被保険者として規定された者をいいます。
ほ 保険期間	保険証券に保険期間として記載された期間をいいます。
ほ 保険事故	この保険契約にセットされた特別約款または特約のそれぞれに保険事故として規定するものをいいます。

国内賠償・海外賠償共通

い 1事故※1	発生時間、発生場所または被害者もしくは損害賠償請求の数を問わず、同一の原因または事由から発生した一連の保険事故をいいます。
か 回収措置	保険事故が発生した場合またはそのおそれがある場合において、保険事故による損害の拡大または他の保険事故の発生を防止するために、欠陥があるまたはその疑いがある生産物または仕事の結果を回収、検査、修理、交換、調整、取外し、廃棄することまたはその他の適切な措置をいいます。
か 回収等	保険事故による損害の拡大または同一の原因による他の保険事故の発生を防止するために行われる生産物の回収、検査、修理、交換、調整、取外し、廃棄またはその他の適切な措置をいいます。
こ 国外流出生産物	被保険者が日本国内における使用もしくは消費を目的として販売または供給した生産物のうち、被保険者以外の者により日本国外に持ち出された生産物をいいます。ただし、被保険者以外の者(注)が自己使用の目的をもって一時的に日本国外へ持ち出した生産物を除きます。 (注)日本国内に住所を有する者に限ります。
し 従業員※1	仕事に従事する者で、被保険者から賃金の支払を受ける者をいいます。また、被保険者の指揮命令に基づき仕事を遂行する派遣労働者、受け入れた出向者およびインターンを含みます。
そ 損壊	滅失(注1)、破損(注2)または汚損(注3)をいい、紛失および盗取・詐取を含みません。 (注1)財物がその財物としての物理的存在を失うことをいいます。 (注2)財物が物理的、化学的または生物学的な変化によりその財物本来の経済的価値が客観的に減少することをいいます。 (注3)財物が汚染されたこと、または欠陥があるもしくは本来の用途に適さない生産物が他の財物に混入、組込みまたは装着されたことによって、その財物本来の経済的価値が客観的に減少することをいいます。
た 対人・対物事故	対人事故とは、他人の身体に障害(傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。)を生じさせる事故をいい、対物事故とは、他人の財物に損壊を生じさせる事故をいいます。これらをあわせて、対人・対物事故といいます。
は 販売人	生産物の通常の供給または販売を行う者のうち、記名被保険者との間で販売委託契約または売買契約を直接締結している者(注)をいいます。 (注)直接または間接を問わず、これらの者の株式の過半数を所有する者を含みます。
や 役員※2	理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいい、執行役員を含みます。

※1 使用者賠償責任補償特約、不誠実行為危険補償特約およびサイバーリスクの補償の特約では、定義が異なります。

※2 工事用物損害補償の特約では定義が異なります。

国内賠償

い 一時受託自動車	受託物のうち、施設でのサービスの提供を受ける目的で来場する顧客の自動車(注1)(注2)で、被保険者および使用者が保管(注3)するものをいいます。 (注1)付属品を含みます。 (注2)自動車の修理、部品の取付け・交換、点検、検査、清掃、洗浄等の作業をしてもらうことを主たる目的として来場する顧客の自動車を除きます。 (注3)保管場所へのまたは保管場所からの移動のために運行している場合において、合理的な経路を逸脱している間を除きます。
け 現金・貴重品	貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、徽章、稿本、設計書その他これらに類する財物をいいます。
こ 構内専用車	公道以外で使用する目的で設計され、人荷を輸送することを主たる用途または機能とする自動車または車両をいいます。ただし、公道を運行中のものを含みません。

他人の財物(注1)の損壊を発生させることなく、一部であると全部であると問わず、他人が使用不能(注2)による損害(注3)を被ったことをいいます。ただし、生産物・完成作業リスクによって生じた損害については、生産物または仕事の結果そのものに損壊(注4)が発生した場合に限ります。
(注1)生産物自体または仕事の結果そのものを除きます。
(注2)財物が通常有している機能、用途または利用価値が阻害された状態にあることをいいます。
(注3)逸失利益または事業の中止による損害に限ります。
(注4)欠陥があるもしくは本来の用途に適さない生産物が他の財物に混入、組込みまたは装着されたことによって、その財物本来の経済的価値が客観的に減少した場合を含みません。

さ 財物の損壊を伴わない使用不能	他人の財物(注1)の損壊を発生させることなく、一部であると全部であると問わず、他人が使用不能(注2)による損害(注3)を被ったことをいいます。ただし、生産物・完成作業リスクによって生じた損害については、生産物または仕事の結果そのものに損壊(注4)が発生した場合に限ります。 (注1)生産物自体または仕事の結果そのものを除きます。 (注2)財物が通常有している機能、用途または利用価値が阻害された状態にあることをいいます。 (注3)逸失利益または事業の中止による損害に限ります。 (注4)欠陥があるもしくは本来の用途に適さない生産物が他の財物に混入、組込みまたは装着されたことによって、その財物本来の経済的価値が客観的に減少した場合を含みません。
さ 作業現場	被保険者が建設工事以外の仕事を行っている場所をいい、その仕事の遂行のために所有、使用または管理する仮設施設(注)を含みます。なお、いかなる場合も被保険者の常設の事業用施設を除きます。 (注)臨時に設置される事務所、資材置場、寄宿舎等をいいます。
さ 作業対象物	工事場内または作業現場内における被保険者の仕事の対象物のうち、損害発生時に直接作業が加えられていた部分(注)をいいます。 (注)他人が所有するものに限ります。
さ 施設※1	記名被保険者が所有、使用もしくは管理する不動産および動産(注1)または記名被保険者の仕事のために被保険者が所有、使用もしくは管理する不動産および動産(注1)をいいます。ただし、記名被保険者が住居として使用する建物(注2)およびそれに収容される動産を除きます。 (注1)記名被保険者が所有または借用する社員寮、研修所もしくは保養所等の不動産および動産を含みます。 (注2)住宅と非住宅部分が同一の建物にある場合は、住宅として使用されている区画とします。

し 下請負人※2	次の者をいいます。ただし、生産物に使用される材料、資材、装置、部品その他販売促進用景品類を製造、販売、取扱いもしくは供給する者または警備、交通誘導を主たる業務とする者を除きます。 ア. もppardら仕事の用に供する施設内において、記名被保険者と直接締結された請負契約または業務委託契約に基づき、仕事を遂行する者 イ. 記名被保険者と直接締結された請負契約または業務委託契約に基づき(注1)、記名被保険者が製造、販売、取扱いまたは供給する財物の配達または運搬を行う者 ウ. 記名被保険者と締結された請負契約または業務委託契約に基づき、記名被保険者が製造、販売、取扱いまたは供給する財物の受け付け、設置、保守、調整、修理もしくは交換を行う者(注2) エ. からうまでに該当しない者で、記名被保険者と締結された下請契約に基づき、仕事を遂行する請負人(注2) (注1)必要に応じてその都度交わされる請負契約または業務委託契約に基づく場合を除きます。 (注2)数次の請負または業務委託によって仕事を遂行する者は、記名被保険者との間の契約の有無にかかわらず、その請負人または業務の受託者を含むものとします。
し 受託物	仕事の遂行に伴い、被保険者が借用または保管(注1)する他人の財物をいいます。なお、記名被保険者が所有、使用または管理する建物内における来訪者が所持する財物(注2)の損壊、紛失または盗取・詐取について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合には、その財物(注2)を受託物とみなします。 (注1)現実にもしくは実質的に占有する状態を含みます。 (注2)現金・貴重品を除きます。
し 人格権・宣伝侵害行為	仕事に関して行われた次の権利侵害または不当行為をいいます。 ア. 不当な身体の拘束による他の人の自由または名誉の侵害 イ. 口頭、文書、図画によるまたはウェブ上の公表もしくは広告宣伝によって行われる他人のプライバシーの侵害または他人に対する誹謗・中傷(注1) ウ. 広告宣伝による他の人の著作権、標題または語句(注2)の侵害 (注1)他人の商品またはサービスの誹謗・中傷を含みます。 (注2)特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権等を含みません。
せ 生産物	仕事に関連して、次に掲げる者が製造、販売、取扱い、供給または処分したすべての物(注1)(注2)をいいます。 ア. 記名被保険者 イ. 記名被保険者の代理としてまたは記名被保険者の委託に基づいて、記名被保険者の名を用いて業務を行う者 ウ. 事業の全部または一部を記名被保険者に売却または譲渡した者 (注1)その物の適合性、品質、耐久性、性能もしくは効用に関する保証または表示の内容および警告または指示の内容(注3)を含みます。 (注2)物の引渡しの際にその物の設置、取付け等の作業を伴う場合は、その作業にかかる仕事の結果を含みません。 (注3)警告または指示を怠った場合を含みます。
せ 専門職業務	次の業務をいいます。 ア. 人または動物に対する診療、治療、看護、疾病的予防、助産または死体の検査など イ. 医薬品もしくは医療用具の調剤、調整、鑑定、授与または授与の指示など ウ. あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師等がその資格に基づいて行う施術 エ. 法令により、建築士、土地家屋調査士、測量士以外の者が行うことを禁じられている専門的な行為 オ. 身体の理容、美容、エステティックその他これらに類似の行為 カ. 所定の資格を有しない者が行うア. からオ. までに規定する業務
は 発注者	記名被保険者が元請負人となる場合における仕事の発注者をいいます。この場合において、発注者が国、地方公共団体もしくはこれらの機関またはこれらに準ずる法人であるときは、発注業務を担当する者を含みます。

※1 食中毒・特定感染症損害補償特約では定義が異なります。 ※2 使用者賠償責任補償特約では定義が異なります。

は 国内賠償(業種別読み替え)	記名被保険者が元請負人となる場合における仕事の発注者をいいます。この場合において、発注者が国、地方公共団体もしくはこれらの機関またはこれらに準ずる法人であるときは、発注業務を担当する者を含みます。
う 請負業務等	仕事のうち、次に掲げる業務をいいます。ただし、発注者の業務の一部を代行する業務に限るものとし、いかなる場合も建設工事を含みません。 ア. 請負契約に基づき請負人として行う業務 イ. 準委任契約に基づき受任者として行う業務
か 介護・福祉サービス業務	次のいずれかに規定する事業を対象とする業務またはサービスをいい、対象とする業務またはサービスには、被保険者が行う介護・福祉サービス付随業務、横出しサービスおよび上乗せサービスに係る業務を含むものとします。 ア. 介護保険法に規定する事業 イ. 障害者総合支援法に規定する事業 ウ. 老人福祉法に規定する施設を運営する事業 エ. 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する施設を運営する事業

国内賠償

オプション特約

オプション特約

オプション特約

海外賠償

海外賠償

海外賠償

生産物品質補償

生産物品質補償

ご契約の方法

ご契約の条件等

業種別の読み替え

用語のご説明

用語のご説明

け	警備業務	警備業法に基づき、被保険者が日本国内で行う次に掲げる業務をいいます。 ア. 警備業務対象施設 ^(注1) における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務 イ. 人もしくは車両の雑踏する場所またはこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務 ウ. 運搬中の現金・貴金属・美術品等に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務 ^(注2) エ. 人の身体に対する危害の発生を、その身邊において警戒し、防止する業務 オ. 警備業務用機械装置 ^(注3) を使用して行う警備業務対象施設における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務 (注1)事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等をいいます。 (注2)その業務の遂行を目的として行われる運送業務を含みます。 (注3)警備業務対象施設 ^(注1) に設置する機器により感知した盗難等の事故の発生に関する情報をその警備業務対象施設 ^(注1) 以外の施設に設置する機器に送信し、および受信するための装置で内閣府令で定めるものをいいます。
	警備対象物	警備契約書に記載された警備対象物件および警備対象区域内にある財物 ^(注) をいいます。 (注)用語のご説明「警備業務」ウ.に規定する業務の場合は、運送受託物を含みます。
	原因事故	工事場内において行われる建設工事の遂行に起因して発生した他人の身体の障害または財物の損壊をいいます。
	建設工事*	仕事のうち、建設業法第2条第1項に規定する土木建築に関する工事をいいます。
	建設用工作車	次の作業を行うことを主たる用途または機能とする自動車または車両をいいます。 ア. 建設工事等の作業 イ. 建設工事等に付随して作業者または周囲の者等の安全、健康を確保する作業 ウ. 建設資材または廃棄物等を運搬する作業。ただし、ダンプカーまたはコンクリートミキサー車に限ります。
	工事場	建設工事を行っている場所で、不特定多数の人または船舶が出入りすることを禁止されている場所をいい、仮設施設 ^(注) を含みます。 (注)被保険者が建設工事のために所有、使用または管理する施設のうち、臨時に設置される事務所、資材置場、寄宿舎等の仮設施設をいいます。
	工事遅延	原因事故の発生に起因する履行遅滞 ^(注) をいい、原因事故が発生した時に生じたものとみなします。 (注)約定履行日までに建設工事の完成引渡しができない状態をいいます。
	製造・販売業務	次の業務をいいます。 ア. 貨物の製造、組立または加工等に関わる一連の工程における業務をいい、これらに付随して生じる事務作業、財物の保管または廃棄物の処理、排水、排気等を含みます。ただし、建設工事を除きます。 イ. 貨物を販売または提供する業務 ^(注) をいい、これらに付随して行う事務作業、運送、営業活動を含みます。 (注)役務のみを販売または提供する業務を含みません。
	派遣・請負先管理財物	派遣・請負先施設内にある次のいずれかのものをいいます。 ア. 被保険者が借用 ^(注1) または保管 ^(注2) する財物 イ. 被保険者によって、または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって販売もしくは組立、加工、修理、点検、洗浄等を行うことを目的として施設内にある財物 ウ. 被保険者によって、または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる仕事に使用される機械、移動・運送用機器、器具その他道具類 エ. 被保険者によって、または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる仕事に使用される材料、資材、装置その他部品類 ^(注3) オ. 被保険者の仕事の対象物のうち、損害発生時に直接作業が加えられていた部分 (注1)リースを含みます。 (注2)現実にもしくは実質的に占有する状態を含みます。 (注3)生産物または仕事の結果を構成するものをいい、仕掛中のものを含みます。
	派遣・請負先施設	次に掲げる施設 ^(注) をいいます。 ア. 派遣先業務が行われる施設 ^(注) イ. 発注者の指示に基づき請負業務等が行われる施設 ^(注) 。ただし、記名被保険者または下請負人が所有または借用する施設 ^(注) を除きます。 ウ. 派遣先業務または請負業務等に一時的に客先の施設 ^(注) に赴いて行う業務が含まれる場合は、その業務の行われる施設 ^(注) (注)用語のご説明「施設」の規定を適用しません。
	派遣先業務	仕事のうち、派遣労働者が派遣先の指揮監督に基づき行う業務をいいます。
	派遣労働者	記名被保険者の従業員のうち、労働者派遣法に基づき記名被保険者から派遣先に派遣された者をいいます。
ひ	ビルメンテナンス業務	被保険者が日本国内で行うビル等の建物を対象とした清掃、保守、機器の運転その他維持管理の業務をいいます。ただし、美装工事 ^(注1) およびハウスクリーニング ^(注2) を除きます。 (注1)新築であると否とを問わず、施主への引渡しをする建物、設備または造作等に対して引渡し前に行う清掃業務等をいいます。 (注2)定期的であると否とを問わず、個人用住宅において行う清掃業務等をいいます。

※工事用物損害補償の特約では定義が異なります。

ひ	ビルメンテナンス対象物	ビルメンテナンス契約書に記載された対象施設および対象施設内にある財物 ^(注) をいいます。 (注)ビルメンテナンス業務の遂行に伴い、被保険者が受託する他人の財物を含みます。
も	元請負人等	次に掲げる者をいいます。 ア. 記名被保険者が行う建設工事の発注者(施主) イ. 記名被保険者が行う建設工事の元請負人 ウ. 建設工事が数次の請負である場合において、上記イ.に掲げる元請負人と締結された下請契約に基づき建設工事を遂行する請負人のうち、記名被保険者より上位に位置する者
や	約定履行日	工事請負契約において約定した履行期日をいい、原因事故発生以前に工事請負契約書に定める約定履行日が変更された場合の変更後の履行日を含みます。
り	旅館受託物	旅館業務のために施設内において、被保険者が保管または管理する来訪者の財物 ^(注) をいいます。なお、施設内における来訪者が所持する現金・貴重品の紛失または盗取・詐取により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合には、その財物を旅館受託物とみなします。 (注)一時的に施設外で管理する来訪者の財物を含みます。

海外賠償		
か	海外対象施設	記名被保険者が仕事の遂行のために日本国外において所有、使用または管理する次に掲げる施設 ^(注) をいいます。 ア. 見本市、博覧会、展示会またはそれらに類似の催事において設営されるブース、展示区画等の仮設の施設 イ. 記名被保険者が占有し、現実に使用している施設で上記ア.以外のもの。ただし、子会社または関連会社が占有し、使用している施設を含みません。 (注)施設には敷地内における動産および不動産を含みます。
か	関連会社	記名被保険者が株式の20%以上を所有する会社をいいます。
せ	生産物	仕事に関連して、次に掲げる者が製造、販売、取扱い、供給または処分したすべての物 ^{(注1)(注2)} をいいます。なお、国外流出生産物はこれに含まれるものとします。 ア. 記名被保険者 イ. 記名被保険者の代理としてまたは記名被保険者の委託に基づいて、記名被保険者の名を用いて業務を行う者 ウ. 事業の全部または一部を記名被保険者に売却または譲渡した者 (注1)その物の適合性、品質、耐久性、性能または効用に関する保証または表示の内容および警告または指示の内容 ^(注4) を含みます。 (注2)保険証券の記名被保険者の生産物・完成作業欄に記載され、保険証券の保険料の算出基礎欄記載の保険料算出基礎数字の対象となる生産物をいいます。 (注3)物の引渡しの際にその物の設置、取付け等の作業を伴う場合は、その作業にかかる仕事の結果を含みません。 (注4)警告または指示を怠った場合を含みます。
と	特定業務	次に掲げる業務 ^(注) をいいます。 ア. 人または動物に対する診療、治療、看護、介護、疾病的予防、助産または死体の検案その他これらに類似の行為 イ. 医薬品または医療用具の調剤、調整、鑑定、授与その他これらに類似の行為 ウ. 身体の理容、美容、エステティックその他これらに類似の行為 エ. マッサージ、鍼灸、接骨、整骨その他これらに類似の行為 オ. 建築、土木もしくはプラントエンジニアリングに関する設計、調達、施工および管理または建築物・構築物等の解体もしくは撤去 カ. 土地または家屋に関する調査、測量および鑑定 キ. 機械・器具の設置にかかる作業。ただし、記名被保険者が製造または販売する生産物を据付、設置もしくは交換する場合の作業を除きます。 (注)これらの業務には、それぞれの業務に関連する助言または指示を含みます。

生産物品質補償		
い	1事故	同一の原因による事故は、発生の時または発生の場所を問わず、1事故とみなします。ただし、第三者による異物混入については、同一の犯人または同一の犯人グループの害意ある行為による場合および既に発生した第三者による異物混入事故の模倣事故と弊社が判断する場合を含むものとします。
い	異物混入	生産物に本来含有されるべきではないものが混入または付着することをいいます。なお、製品規格書等で予定された量を超えた原材料の含有は、異物混入とはみなしません。
い	異物混入脅迫	生産物に異物混入を行う、または異物混入を行ったとの内容の、書面その他の通信方法または口頭等による脅迫行為をいいます。
し	使用製品	生産物の全部または一部を使用して、第三者が製造、加工または調理して販売または供給する製品をいいます。
せ	生産物	被保険者が製造、加工、調理、包装、販売または供給 ^(注1) を行った補償適用地域内にある保険証券記載の財物 ^{(注2)(注3)} をいいます。 (注1)これらの過程にあるものを含み、いかなる場合も製造、加工、調理、包装またはラベル等の貼付けに着手していない生体および植物を除きます。 (注2)容器・包装は含みません。 (注3)保険証券記載の保険料算出基礎数字の対象となるものをいいます。

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。
また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。



e約款

デジタル保険証券

この商品の約款はe約款です。
右記コードから、お客様のスマートフォンやパソコン等でご覧ください。
ご契約の際に、デジタル保険証券か紙保険証券かをご選択いただけます*。
デジタル保険証券では、ウェブ上で証券を管理することが可能となります。
※ご契約内容により、ご選択いただけない場合もございます。



AIG損害保険株式会社

TEL: 03-6848-8500 (大代表)
午前9時～午後5時 (土・日・祝日・年末年始を除く)

お問い合わせ・お申し込みは



<https://www.aig.co.jp/sonpo>